

地方創生SDGs金融の官民連携の パートナーシップによる自律的好循環形成に向けて

2019年11月21日

地方創生SDGs金融調査・研究会

■ 本報告書要旨

- 2019年3月に、内閣府地方創生推進事務局の「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会（座長：村上周三氏 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長）」が有識者による検討を取りまとめ、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」を公表した。
- まち・ひと・しごと創生基本方針2019（2019年6月21日閣議決定）にて、SDGsを原動力として地方創生に取り組む方針が策定され、上記の「基本的な考え方」で示された方向性が盛り込まれた。これを踏まえて、内閣府地方創生推進事務局の「地方創生SDGs金融・調査・研究会（座長：村上周三氏 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長）」において、地方創生SDGs金融の検討を開始した。
- 本調査・研究会においては、3つの検討領域（①登録・認証制度、②金融商品・サービス及び金融表彰制度、③地方創生SDGs取組達成度評価）について、3回にわたる有識者会議を通して議論を行い、今後の方向性を取りまとめた。
- また、実態に基づいた制度設計とすべく、有識者会議と並行して地方公共団体、地域金融機関、地域事業者を対象にヒアリング、アンケートを実施した。（ヒアリング、アンケート結果については別冊参照）
- 本報告書は、今後の制度設計にあたっての方向性を含めた有識者会議での議論の結果をまとめたものである。

■ 地方創生SDGs金融調査研究結果骨子 (1/2)

1. 本調査の背景と目的

2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要

3. 検討領域①：登録・認証制度

- 登録・認証制度の要旨、背景と目的
- 登録・認証制度のスキーム（制度の比較、制度のイメージ等）
- 登録・認証制度におけるインセンティブ検討
- 登録・認証制度の運用体制例
- 登録・認証制度の導入・運用定着支援方法

4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及

a) 地域事業者向け金融商品・サービス

- 地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及（要旨、背景及び目的）
- 地域事業者のニーズ
- 地方創生SDGsに関する金融商品・サービスの取組事例
- 国内外における地方創生またはSDGsを対象とした金融商品・サービスの取組事例

■ 地方創生SDGs金融調査研究結果骨子 (2/2)

4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及

b) 金融表彰制度

- 地方創生SDGs金融表彰制度の要旨、背景と目的
- 地域金融機関・地方公共団体のニーズ
- 金融表彰制度のスキーム（制度概要案、設計例等）
- 金融表彰制度におけるインセンティブ検討
- 国内外の金融表彰制度の事例
- 制度導入支援案

5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価

- 地方創生SDGs取組達成度評価の要旨、背景と目的
- 評価主体候補案・評価対象例
- 地方創生SDGs取組達成度評価における企業活動の位置づけ
- 地方創生SDGs取組達成度評価項目の位置づけ
- 地方創生SDGs取組達成度評価項目の例示

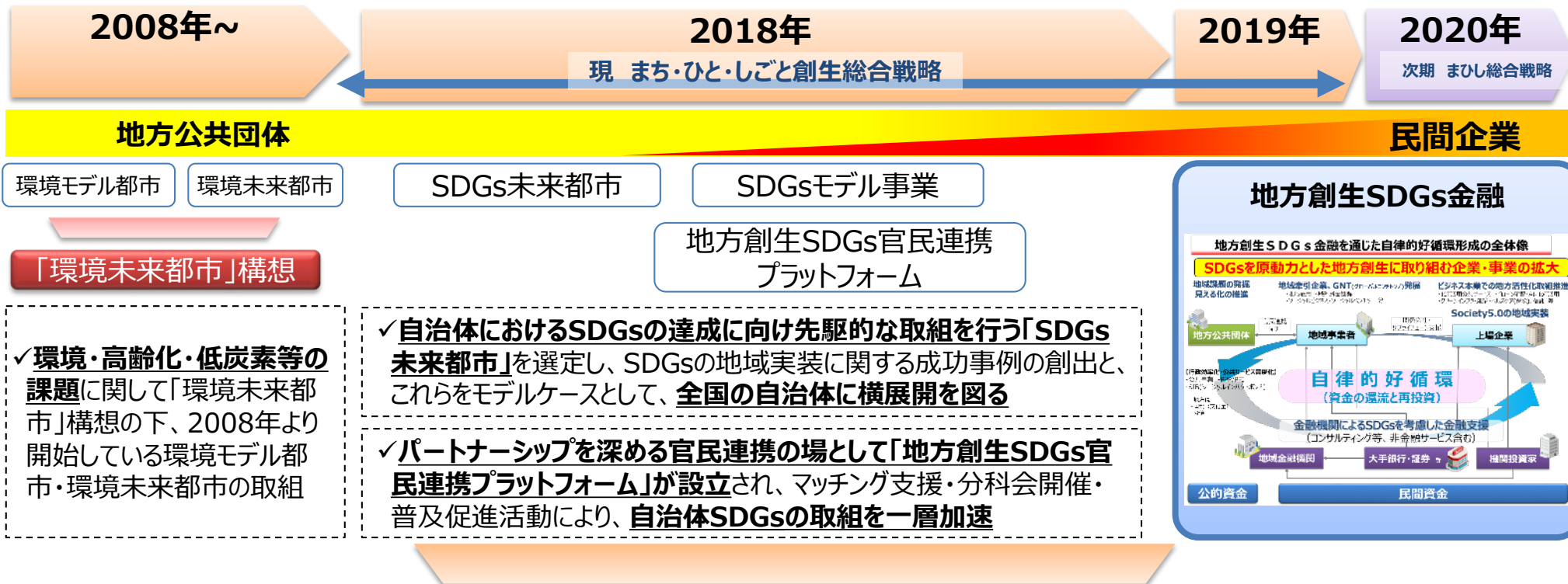
6. 今後の展開

1. 本調査の背景と目的

2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域①：登録・認証制度
4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及
5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価
6. 今後の展開

■ 本調査の背景

- 内閣府地方創生推進事務局では、環境・高齢化・低炭素等の課題に先駆的に取組を行う地方公共団体を支援。
- また、昨年度からはSDGsの達成に向けた先駆的な取組を行う地方公共団体のモデルケースの構築を開始。
- 昨年度「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」（座長：村上周三氏）を開催し、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」の取り纏めを行った。



- 6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」には、地方創生SDGsの取組推進に向けて「地方創生SDGs金融」について記載された。当該基本方針は、2020年度から始まる次期5カ年の総合戦略の基本的な考え方を示したものである。
- また、本年12月には、当該基本方針を基に、より具体的な政策を打ち出す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されることから、地方創生SDGs金融調査・研究会において、各種政策の土台となる方針等の検討を行う。

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆SDGsを原動力とした地方創生。←
- ◆「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

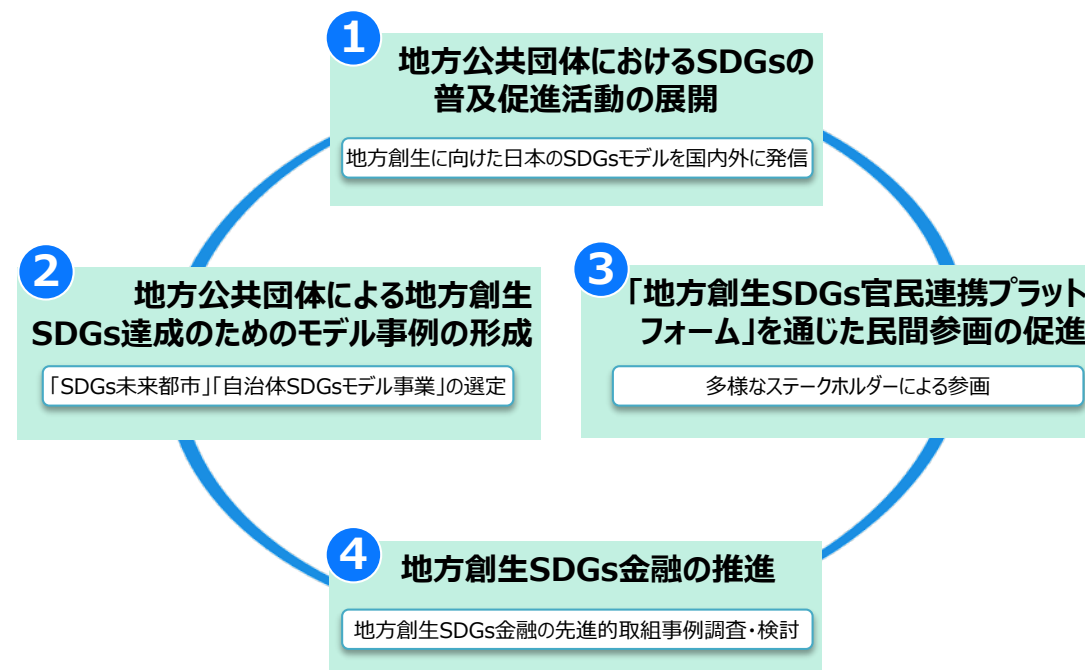
地方創生SDGsに関する言及（抜粋）

さらに、第2期の地方創生においては、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGsを原動力とした地方創生の推進に向け、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの**多様なステークホルダーにおける一層の浸透・主流化を図る**。その上で、全国の地方公共団体等が地域課題解決に向けた取組を推進するに当たり、経済・社会及び環境の統合的向上に取り組むことで相乗効果を創出することが期待されることから、多様なステークホルダーの連携による地方創生SDGsに向けた**「自律的好循環」の形成**を進めていく。

各分野の施策の推進 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

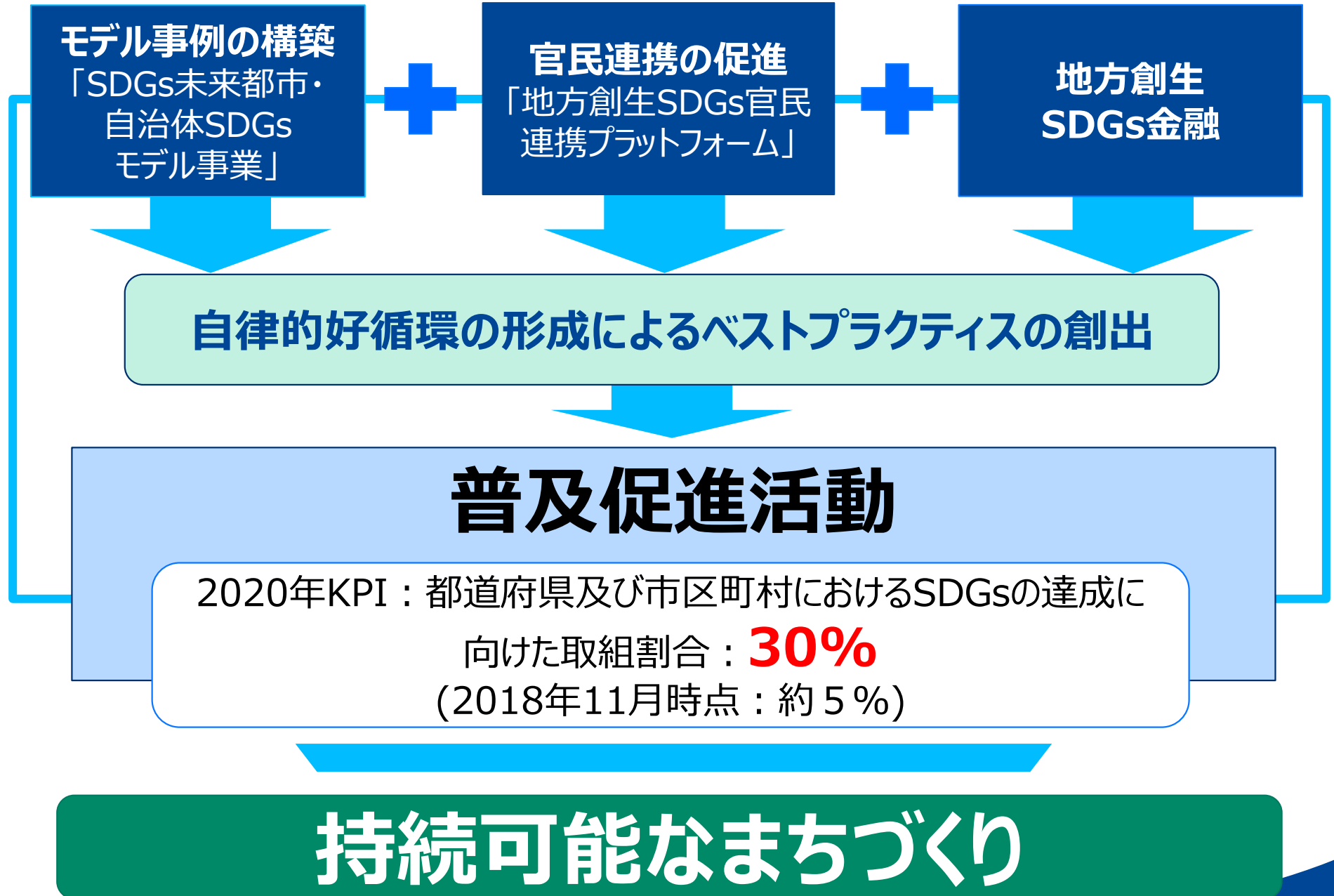
<概要>

地方創生SDGsの実現に向けては、地方公共団体の取組が重要となるため、普及促進活動の展開や、SDGs未来都市の選定、モデル事業形成への資金的支援を継続する。さらに、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーによる官民連携プラットフォームの取組を一層活発化させるとともに、金融面においても地方創生SDGsを推進する。



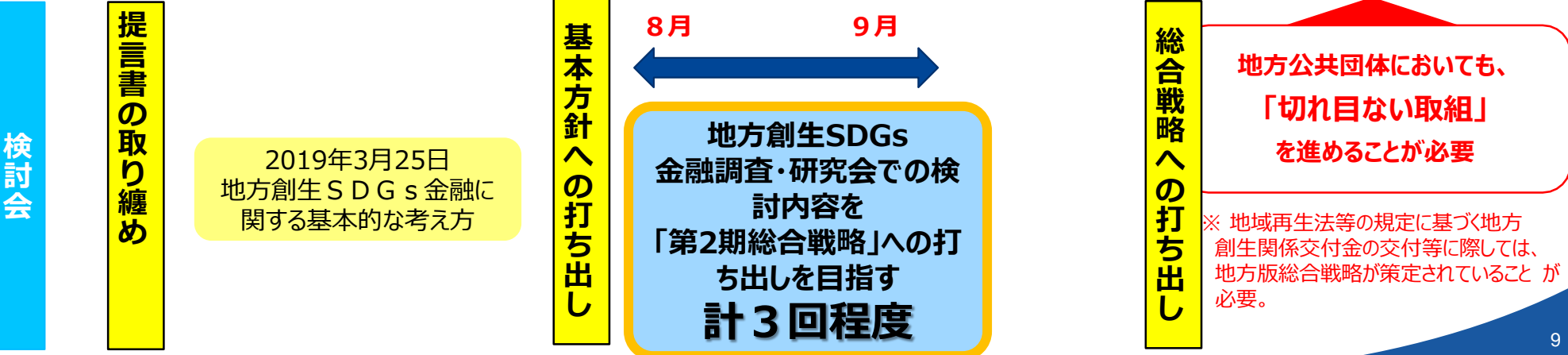
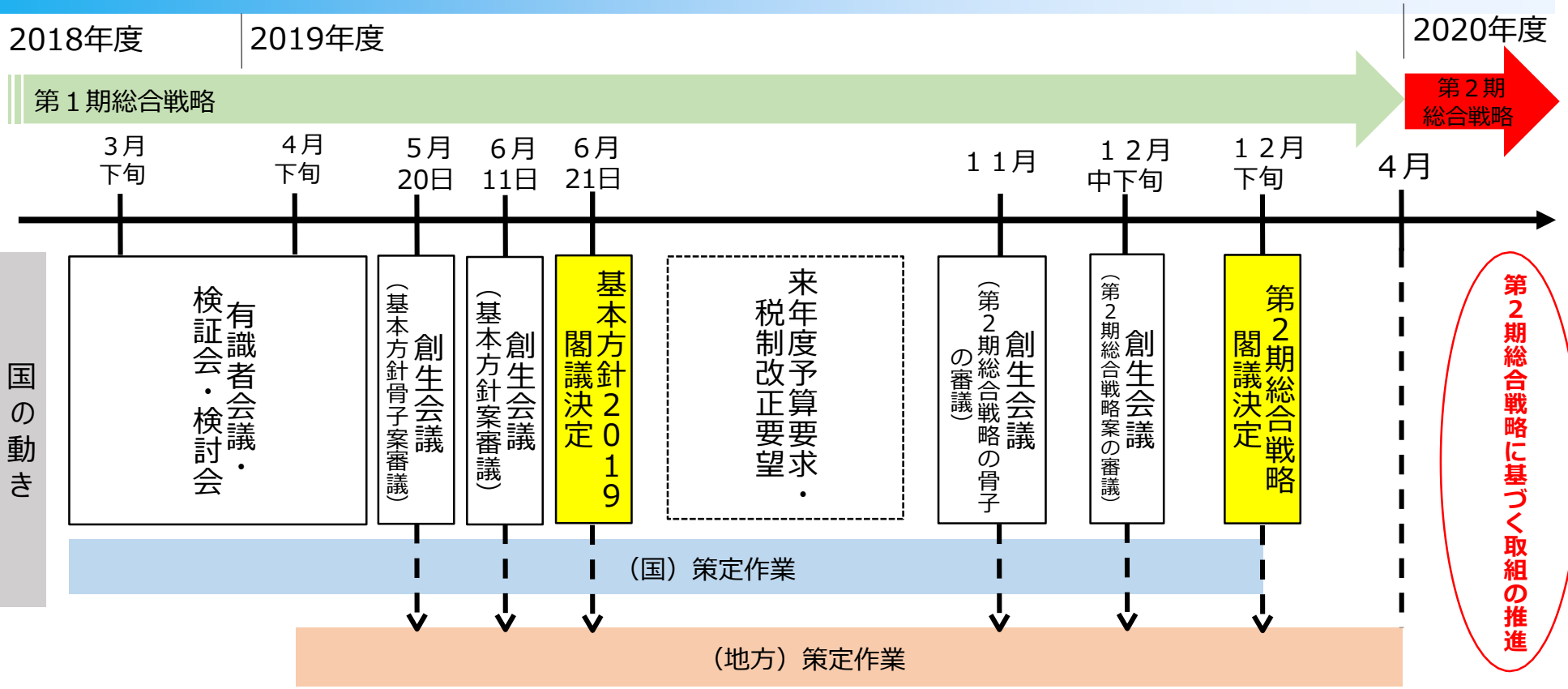
地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

■ 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs) に向けた取組の推進



■第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定スケジュール（案）

2019.7.2
地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会
(資料)一部加筆修正



『拡大版SDGsアクションプラン2019』のポイント

令和元年6月21日
第7回SDGs推進本部決定

- 日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献。SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。
- 国内実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」をG20大阪サミット、TICAD7、SDGサミット等の機会を活用して、国際社会に共有・展開。その上で、本年中にこれらの各種取組を統合・発展させる形で『SDGs実施指針』を改訂。

I. SDGsと連動する「Society 5.0」の推進

ビジネス

- ▶ 『SDGs経営イニシアティブ』に基づき策定した「SDGs経営ガイド」、TCFD*に係るガイドダンス等で企業のSDGsの取組を促進、ESG投資の呼び込みを後押し。*気候関連財務情報開示タスクフォース
- ▶ 中小企業のSDGs取組強化のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化。
- ▶ SDGsビジネスの国際的なルールメイキングに貢献すべく官民連携を強化。

科学技術イノベーション(STI)

- ▶ G20にて「ロードマップ策定のための基本的考え方」を発表。各国のロードマップ策定を支援。
- ▶ STI for SDGsプラットフォームを構築。
- ▶ STI分野の「人づくり」、国際共同研究・STIの社会実装の強化。

II. SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり

地方創生の推進

- ▶ SDGs未来都市（今年度分近日決定）、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを通じた民間参画の促進、地方創生SDGs金融を通じた「自律的好循環」の形成。
- ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪・関西万博の運営、開催を通じたSDGs推進。

強靱な循環共生型社会の構築

- ▶ 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」・「プラスチック資源循環戦略」をそれぞれ策定。
- ▶ 地域循環共生圏づくりに取り組む35団体選定。
- ▶ 「パリ協定長期成長戦略」の策定・実施。
- ▶ 防災分野の「人づくり」（4年間で8万5千人の世界の強靱化に向けた人材育成

III. SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント

次世代・女性のエンパワーメント

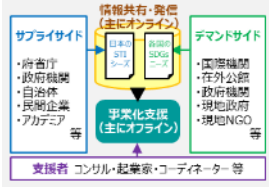
- ▶ 「次世代のSDGs推進プラットフォーム」の内外での活動を支援。
- ▶ WAW!・W20において安倍総理から途上国の女性への教育支援（3年間で400万人）を表明。
- ▶ 「人づくり」の中核としての保健、教育
- ▶ UHC*推進、国際的な保健課題の解決に貢献するため、グローバルファンドへの増資を含め支援を実施。*ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- ▶ 「教育×イノベーション」（3年間で90万人の子ども・若者支援）



『拡大版SDGsアクションプラン2019』のポイント

2019年6月、G20大阪サミットにおいて「STI for SDGsロードマップ 策定のための基本的考え方 (Guiding Principles)」を発表

日本の優れた科学技術を活用し、「SDGsのための科学技術イノベーション(STI for SDGs)」を推進:



- ① 国連の会議やG20, TICAD7を通じ、各国の「ロードマップ」策定を支援
- ② 各国のSDGsニーズと日本のSTIシーズをマッチングするプラットフォームを構築
- ③ ODAと連携した国際共同研究の強化等

STI for SDGs

2019年5月、『SDGs経営ガイド』策定。企業のSDGs経営の推進とESG投資の呼び込みを後押しするための施策を推進。

- ① 『SDGs経営ガイド』をG20等も活用して国内外に発信
- ② ESG投資のパフォーマンス分析、投資家・評価機関の手法の見える化等を通じ、SDGs経営を後押しする長期投資を促進
- ③ SDGsに関する投資等に係る国際的ルールメイキングに貢献



SDGs 経営推進 イニシアティブ

地域循環共生圏

2019年5月、平成31年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定団体一覧 (この他、モデル実証事業を夏頃決定予定)

環境×地方創生:

地域資源を持続的な形で最大限活用。自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域が補完し支え合う地域循環共生圏の創造に向け、プラットフォーム構築(ソフト面)及び地域社会インフラの脱炭素化モデル実証(ハード面)を通じ支援。

- 長沼町
- (特非) 仕事人倶楽部
- (一社) Reborn-Art Festival
- (一社) サステイナビリティセンター
- (株) 会津森林活用機構、会津地域森林資源活用事業推進協議会
- 小田原市
- 国立大学法人富山大学
- (株) 七尾街づくりセンター
- 根羽村
- (一社) スマート・テロワール協会
- 浜松市
- 伊豆半島ジオパーク推進協議会
- 富士宮市
- 裾野市深良地区まちづくりコンソーシアム
- おわせSEAモデル協議会
- (認定特非) まちづくりネット東近江
- 亀岡市
- 環境アニメイティッドやお
- (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)

- 奈良市
- みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会
- (株) AMAホールディングス
- 真庭市
- (株) エーゼロ
- コウノトリ定着推進連絡協議会
- 宗像国際環境会議実行委員会

- (一社) 九州循環共生協議会
- 鹿島市ラムサール条約推進協議会
- 小国町(熊本県)
- 熊本県、南阿蘇村
- 奄美市
- 徳之島地区自然保護協議会
- 宮古島市
- 国頭村

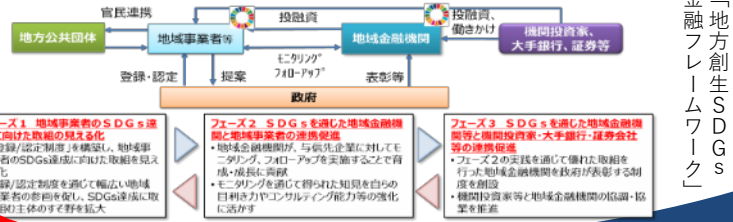
地方創生 SDGsと持続可能なまちづくり



- ① 地方創生SDGs達成に向け自律的好循環の形成を目指し、地方創生SDGs金融の普及・展開を図り、多様なステークホルダーが連携し「地方創生SDGs金融フレームワーク」構築を目指す。
- ② 地方創生SDGs官民連携プラットフォームによるビジネス創出拡大

「地方創生SDGs金融スキーム」

プラットフォーム 会員数: 829団体 (2019年6月末時点)



「地方創生SDGs金融フレームワーク」

(参考) 地方創生SDGs金融に関する御発言

第7回SDGs推進本部（令和元年6月21日）



【片山前地方創生担当大臣御発言】

全てのSDGsの実現にはジェンダー平等が不可欠であり、重点方針2019の下、女性活躍の取組を加速します。

また、地方創生SDGsの実現に向け、引き続き、未来都市の選定や官民連携を図り、**金融面の取組も強化します。**

令和元年度「SDGs未来都市」選定証授与式（令和元年7月1日）

片山前地方創生担当大臣御挨拶



内閣府地方創生担当大臣の片山です。「SDGs未来都市」に選定された自治体の皆様、まずはお祝いを申し上げます。

～（中略）～

また、地方創生SDGs官民連携プラットフォームによる民間参画や、**地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成を推進して参ります。**皆様と共に、「SDGs未来都市」の成功事例を全国の自治体に展開し、地方創生の動きを更に加速させる所存ですので、よろしく願いいたします。改めまして、本日は誠にありがとうございました。

■ 地方創生SDGs金融調査・研究会の概要（2019年度）

概要

- 「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」の具体化に向け、各検討領域毎に議論を行い、12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への政策の打ち出しを目指す。
- 昨年度の「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」に係る報告書で示された「地方創生SDGs金融フレームワーク」を踏まえて、新たに下記検討領域①～③のとおり整理し、検討を進めることとする。

検討領域①

地方創生SDGs登録・認証制度

- SDGsに取り組む・取り組もうとする地域事業者に対し、「地方創生SDGs登録・認証」を付与することで、取組の裾野拡大策を検討

検討領域②

金融表彰制度、 地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及

- 地域金融機関による地域事業者へのSDGsを踏まえた支援（非金融サービスを含む）により持続可能なまちづくりを加速させる観点から、事業性評価に積極的に取り組む地域金融機関へのインセンティブとして表彰制度を検討
- 地方公共団体が金融機関との連携を促進するための方策等検討
- 地域金融機関における地方創生SDGsの取組に関する事例の調査・紹介による普及展開策

検討領域③

地方創生SDGs取組 達成度評価手法

- 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けては、企業の取組がどのように地方創生SDGsに取組達成度をもたらしているかの定性的・定量的評価を検討

国内外へ「地方創生SDGs金融」のあり方の具体的手法の発信・展開を目指す

■ 本調査・研究業務の検討領域

	目的	本取組の最終的なゴール	本調査・研究業務の期待成果物
検討領域① 登録・認証制度	<ul style="list-style-type: none"> SDGsに取り組む・取り組もうとする地域事業者に対し、登録・認証を付与することで、取組の裾野を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録・認証制度のガイドライン策定 (令和二年度) 一部地方公共団体による登録・認証制度の運用開始 (令和二年度) 登録・認証制度のガイドライン改訂、地方公共団体による運用の拡大 (令和三年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録・認証制度として具備すべき要点的特定 国と地方公共団体の協働モデルの枠組みを策定 運用開始に向けて検討が必要な詳細論点の洗い出し
検討領域② 金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体と地域金融機関の連携・協業を加速させるための、地方創生SDGsの取組に関する事例の調査・普及。 地域金融機関における地域事業者へSDGsを踏まえた支援（非金融サービスを含む）により事業性評価に積極的に取り組む地域金融機関へのインセンティブとして表彰制度を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融表彰制度の詳細設計、導入 (令和二年度) モデル金融機関として商品・サービスの導入 (令和二年度) 金融表彰制度運用開始、商品・サービスの展開 (令和二年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品・サービスとして具備すべき要点的特定 金融表彰制度における国と地方公共団体の協働モデルの枠組みを策定 運用開始に向けて検討が必要な詳細論点の洗い出し
検討領域③ 地方創生SDGs取組達成度評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者の取組が地方創生SDGsに与える取組達成度の定性的・定量的評価を通じて、地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環を形成する。 登録・認証制度及び金融表彰制度の運用にあたって、第三者機関等による専門的、客観的に評価する仕組みを検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGs取組達成度評価手法のガイドラインの策定 (令和二年度) 地方創生SDGs取組達成度評価制度の運用開始 (令和三年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGs取組達成度評価手法の枠組・具備すべき要点的特定 地方創生SDGs取組達成度評価制度の運用スキームの骨子策定

■ 検討経緯

○ 3回にわたる有識者会議を通じて検討領域①～③について制度設計、ニーズ調査を実施。

地方創生SDGs金融に
関する基本的な考え方
3月25日

基本方針2019
閣議決定
6月21日

第1回調査・
研究会
8月22日

第2回調査・
研究会
9月13日

第3回調査・
研究会
9月20日

制度設計

- 検討領域①～③について、制度の目的/定義、仕組み、ステークホルダーの役割、インセンティブ設計、運用方法について検討を推進。
- 各検討領域について、国内外における事例調査を実施。
- 地方創生SDGsターゲットの例示作成。

検討領域①:
登録・認証制度の検討

検討領域③:
地方創生SDGs取組ターゲットの検討

検討領域②:
金融表彰制度の検討

検討領域②:
金融商品サービス事例収集

検討領域③:
ニーズ調査結果反映

検討領域③:
ターゲット例示作成

検討領域②:
ニーズ調査結果反映

検討領域②:
事例収集

ニーズ調査

- 検討領域①～③の制度設計の参考となる情報収集を目的としたニーズ調査（ヒアリング、アンケート）を実施。
- ニーズ調査結果をまとめたうえで各検討領域における制度設計に反映。

地域金融機関
アンケート

地域事業者
アンケート

地方公共団
体アンケート

地域金融機関、地域事業者、
地方公共団体のヒアリング

1. 本調査の背景と目的

2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要

3. 検討領域①：登録・認証制度

4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及

5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価

6. 今後の展開

■ 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成の全体像

SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大

地域課題の発掘
見える化の推進

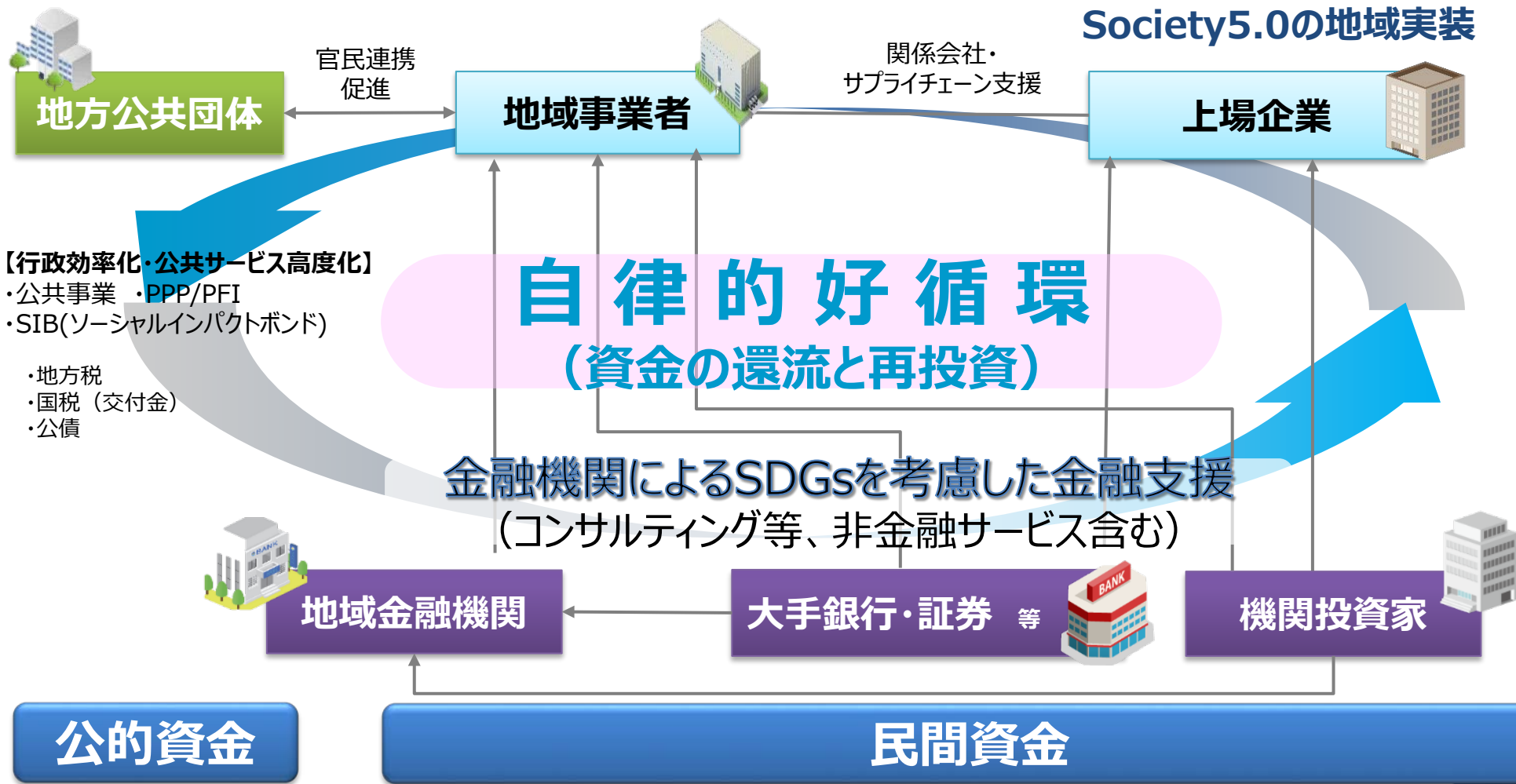
地域牽引企業、GNT(グローバルニッチトップ)発展

- ・地域雇用 ・域外資金獲得
- ・ソーシャルビジネス・ソーシャルベンチャー 等

ビジネス本業での地方活性化取組推進

- ・ICT活用公共サービス ・ドローン宅配・AI、IoT活用
- ・グリーンインフラ・建築・ヘルスケア(保険)、信託 等

Society5.0の地域実装



■ 地域事業者の成長サイクル実現とSDGs達成の両立

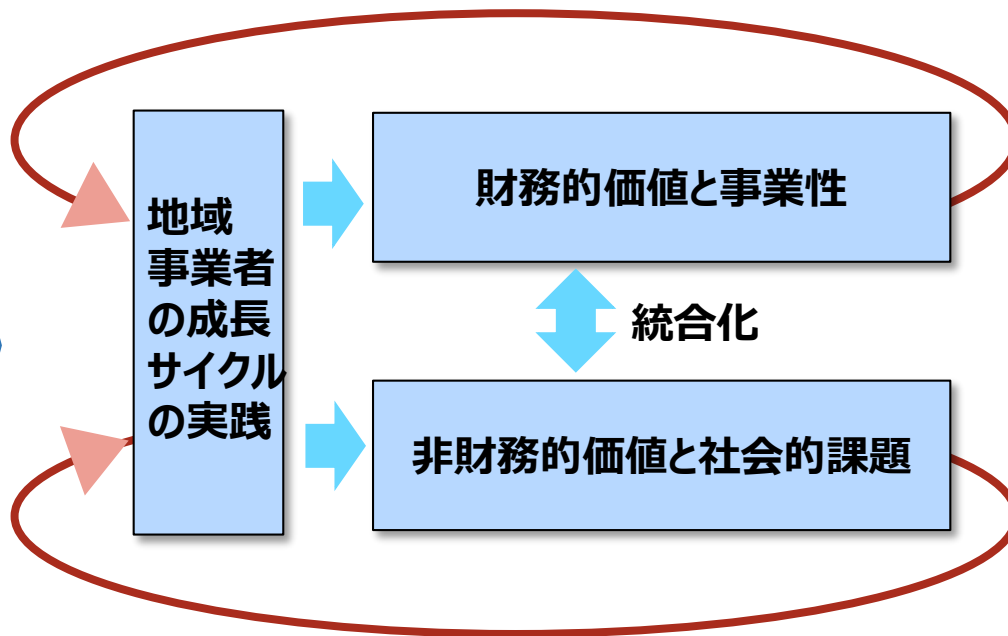
- SDGs達成に向けた事業活動は、財務的価値(収益等)と非財務的価値(人材・技術・企業ブランド等)を創出。
- 得られた財務的価値と非財務的価値を再投資することで、地域事業者の成長サイクル実現とSDGs達成を両立。

SDGs達成に向けた 多様な取組



自社の活動の位置づけ
自律的好循環に向けた

得られた収益を再投資



得られた非財務的価値を再投資

SDGsの取組と企業活動の両立

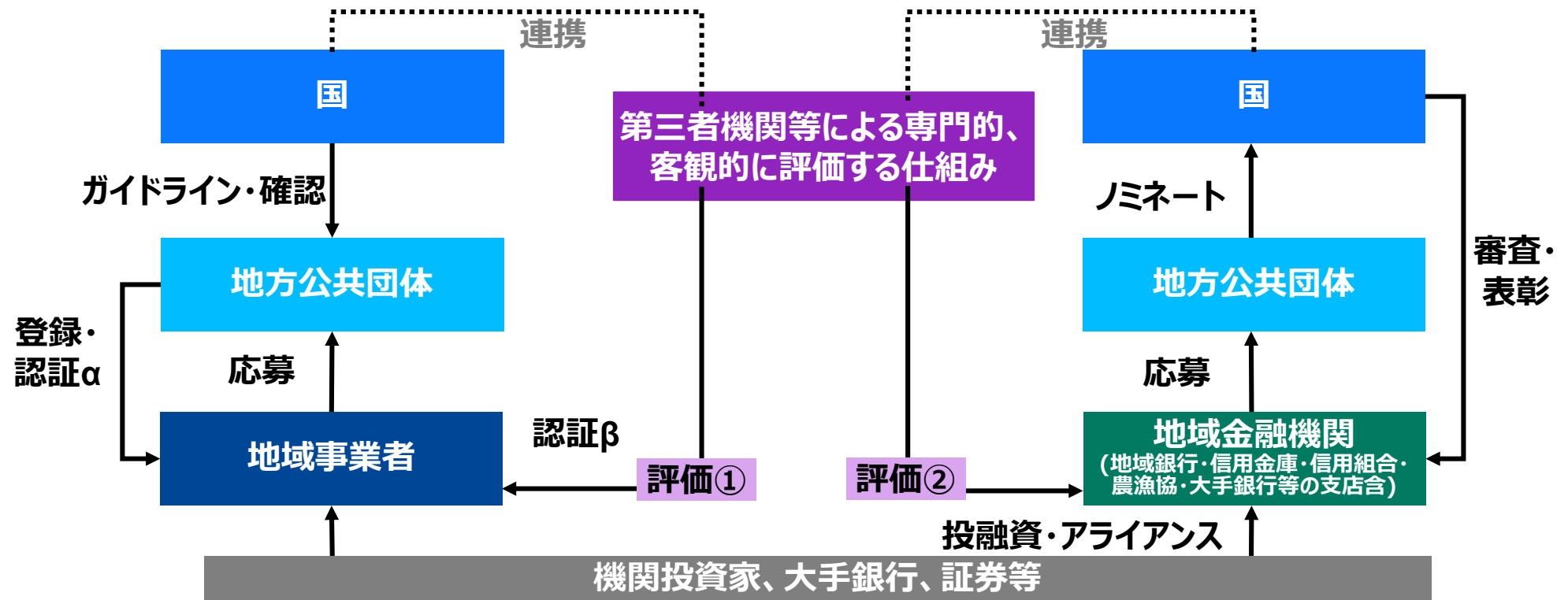
■ 地方創生SDGs取組達成度評価に基づく地方創生SDGs金融フレームワーク【概要】

検討領域①: 登録・認証制度

- 地域事業者が地方公共団体に応募し、登録・認証αを付与
- 国はガイドライン等を提供
- 国が登録・認証を行う場合は、検討領域③で検討する
- その際、第三者機関等による専門的、客観的に評価する仕組みが考えられる

検討領域②: 金融表彰制度等

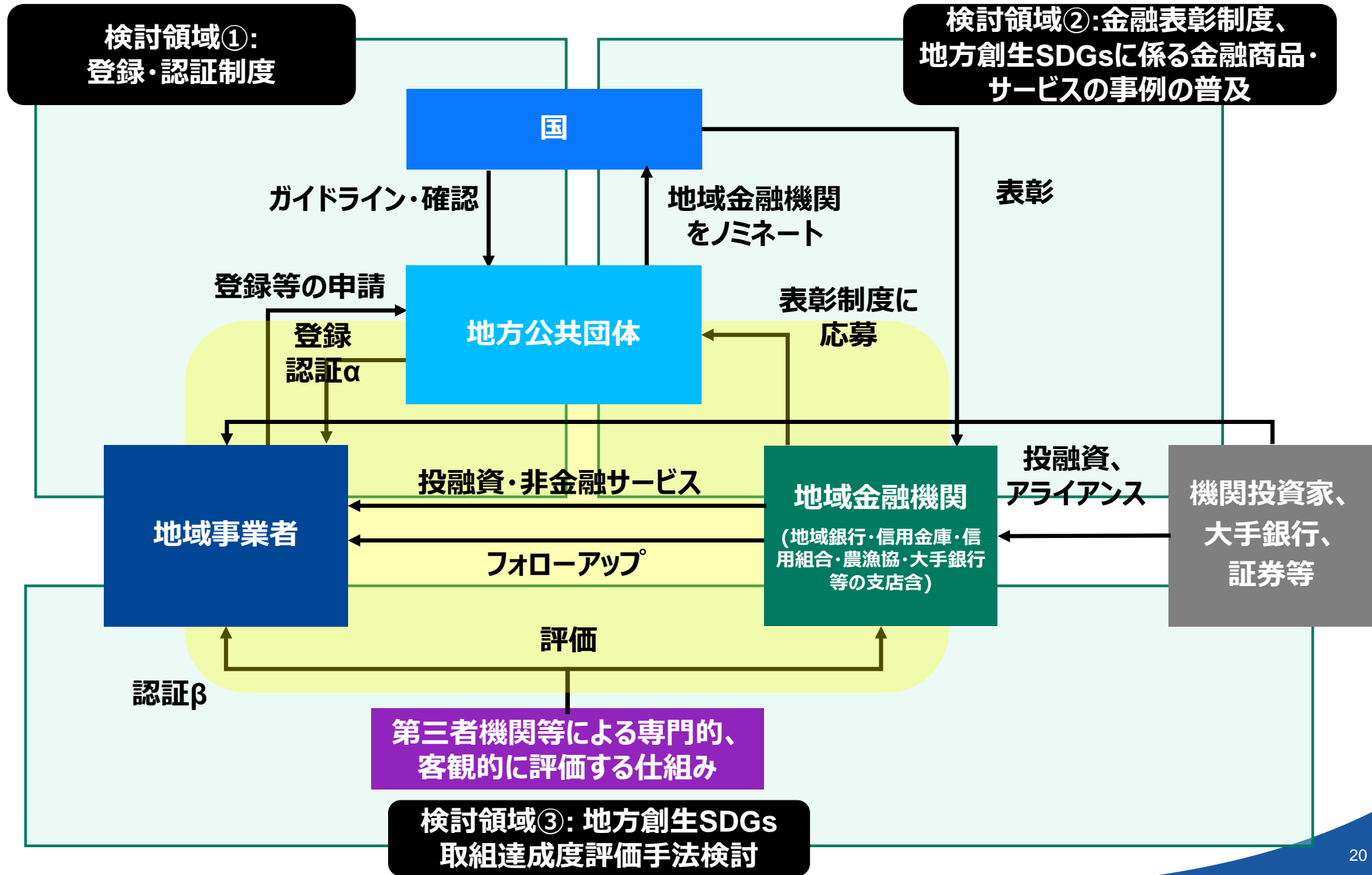
- 地域金融機関が、地方公共団体に応募し、確認の上、国へノミネート
- 国は審査の上、表彰
- その際、第三者機関等による専門的、客観的に評価する仕組みが考えられる



検討領域③: 地方創生SDGs取組達成度評価手法検討

- 評価①：地域事業者を第三者機関等による専門的、客観的に評価の上、認証βを付与
- 評価②：地域金融機関を第三者機関等が専門的、客観的に評価の上、表彰へ活用

■ 地方創生SDGs取組達成度評価に基づく地方創生SDGs金融フレームワーク【詳細】



1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
- 3. 検討領域①：登録・認証制度**
4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及
5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価
6. 今後の展開

■ 検討領域①：登録・認証制度【要旨】

- 登録・認証制度は、1) 全国における**地方創生SDGsの認知度を高め**、今まで馴染みの薄かった地域事業者への普及を促進するとともに、2) 既に**地方創生SDGsに取り組んでいる地域事業者の活動の見える化**を目的とする。
- 既に登録制度を導入している地方公共団体もあるが、幅広い地方公共団体が登録・認証制度を導入することを促していくためには、今後、**登録や認証の要件の考え方等を記載したガイドラインを国が提示**することが望ましい。
- 登録制度は、地域事業者が自社の**地方創生SDGsへの取組を自己評価**したうえで、所定の書類等に基づき応募し、地方公共団体が登録要件等を確認することにより登録を可能とすることを検討。広く応募者を募り、登録事業者の裾野を広げることを目指す。
- 認証制度は、登録制度と同様に地方公共団体において運用するものと、これとは別に国において運用するものが考えられ、いずれも申請する地域事業者の**地方創生SDGsへの取組の内容が審査される**。これは、地方創生SDGsへの取組を周知すると同時に、更に取組を深めてもらうことが狙いである。このうち、国において認証制度を導入する場合の審査主体のあり方については、「検討領域③」で検討する。
- 登録・認証プロセスは、応募、確認/審査、登録/認証完了の3ステップを想定しており、**地域事業者・確認/審査者両者にとって分かりやすい仕組み**が必要（例：オンラインフォーム、自己審査チェックシートの提供等）。仕組みの構築に向けては、国が登録・認証制度のガイドライン等を提示する。
- 登録・認証制度により、①地方創生SDGsを知る→②取組を始める→③積極的に取り組む、という3段階で地域事業者のSDGsに関する取組を推進するためには、登録・認証を受けるメリットが必要である。メリットの例としては、**PR効果最大化**、(官公庁入札案件での)**入札時の加点**、(金融機関との)**融資の相談**、(他社・学術機関等との)**ネットワーキングの機会提供**、**事業拡大に必要なスキル構築の支援等の提供等が考えられる**。
- 登録・認証制度は、既にSDGsに積極的に取り組んでいる地方公共団体を参考事例として、段階的に展開していくことも検討。

■ 登録・認証制度の背景と目的

背景

- 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成においては、**より多くの地域事業者が地方創生SDGsについて理解を深め、取組を実施・推進し、事業の持続と成長につなげていくことが重要である。**
- そして事業の持続と成長にあたり、地域金融機関からの積極的な投融資・サービス提供を受けることが必要となった場合は、**地方創生SDGsへの取組が考慮されることが必要となる。**
- また、地域金融機関は地域事業者の地方創生SDGsに関する取組が公表されることで投融資・サービス提供時の際に参考としやすいことを本調査で確認した。
- 地域事業者がまず地方創生SDGsについて理解し、取組をはじめめる仕組みも必要となる。

目的

以下の3点を達成することを目的とし登録・認証制度を設計する:

- 地方創生SDGsの**裾野を地域事業者の間で広げ**、関心度を高める
- 地方創生SDGsに取り組む**地域事業者の活動を見える化する**（社会に周知する）
- 地方創生SDGsに積極的に取り組んでいる地域事業者については、より**地方公共団体や金融機関からの関心が高まるようにする**

登録制度・認証制度の比較

- 登録制度・認証制度はそれぞれ制度上に特徴があり、目的も異なる。
- 登録制度はこれまでSDGsに馴染みの薄かった事業者を取組を浸透させ裾野を広げること、認証制度はSDGsへの取組が更に推進されることを目的として実施する。

登録制度

認証制度

制度の特徴

- 登録必須要件は存在しないか、要件水準は易しい。
- 第三者機関等による評価はなく、地方公共団体による簡易な確認等で登録が可能。

- 認証要件を満たしているか審査が行われる。
- 段階的に認証要件・レベルをステップアップしていく仕組みも想定。

利点

- 広く登録者を募ることで、SDGsの認知度が上がり、取り組む地域事業者の裾野を広げられる。
- 登録制度そのものが、地域事業者に対しての広報活動になる。

- 認証要件を設けることで、SDGsに関連してどのような取組を行うべきか、地域事業者にとってより明確になる。
- 既にSDGsに取り組んでいる地域事業者にとっては、認証の段階が上がることで更なる取組強化のインセンティブとなりうる。

欠点

- 比較的容易に登録ができる一方、SDGsの取組推進を担保する制度としては不十分。

- 要件があるため応募までのハードルが高く、適切なインセンティブがないと、そもそも応募が集まらない可能性がある。

目的

- 地域事業者によるSDGsへの参画。

- 地域事業者によるSDGsの取組の更なる推進。

概要

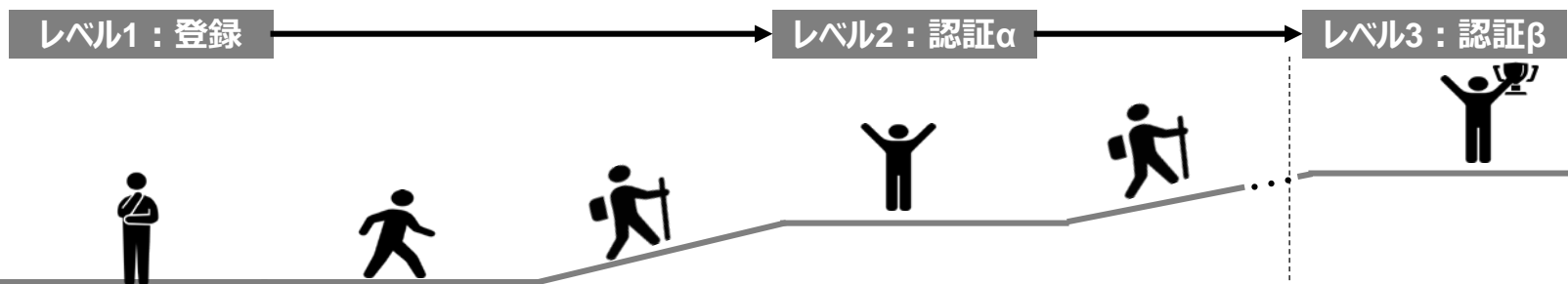
- SDGsの認知度を高め、SDGsに馴染みの薄かった地域事業者を含む、より多くの事業者へのSDGsの普及を促進する。
- 同時にSDGsに取り組む地域事業者をロールモデルとして周知し、SDGsを更に普及させる。

- SDGsに取り組み始めた事業者に対し、更なる取組強化を促進し、その貢献を認証する。

■ 段階的な登録・認証制度【イメージ】

○事業者はSDGsへの取組を開始し、自己評価等による登録を行うことから、より取組を推進し認証されるまでレベルアップしていくことを狙いとしている。

登録～認証へのレベルアップの過程イメージ







	レベル1：登録	レベル2：認証α	レベル3：認証β	
要件	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの取組について自己評価を行った地域事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の評価基準を満たした地域事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 一定に評価基準を満たし、かつその中でも特に優れた取組を行っている地域事業者 	
狙い	<ul style="list-style-type: none"> 登録者を広く募ることで、SDGsに取り組む地域事業者の裾野を広げる 登録制度そのものが、地域事業者に対する広報になる 	<ul style="list-style-type: none"> 認証要件を設け、SDGsに関連してどのような取組を行う必要があるかを明確にすることで、地域事業者全体の取組進化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 優良事例として紹介することで、他のSDGsに取り組む地域事業者に対してロールモデルを提供する 	
ステータス	<ul style="list-style-type: none"> SDGsにほとんど馴染みがない 	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得に向けて取組を推進している 	<ul style="list-style-type: none"> SDGsに積極的に取り組んでいる 次レベルの認証取得に向けて取組を更に推進している 	<ul style="list-style-type: none"> SDGsに積極的に取り組み、優れたパフォーマンスを出している
関与/支援の例	<ul style="list-style-type: none"> 広報・セミナー実施等による、SDGsの概念・必要性の教育・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者への制度の周知 応募に関する手続きの簡略化 	<ul style="list-style-type: none"> 認証によるメリットの周知 認証取得に向けた支援(セミナー開催など) 	<ul style="list-style-type: none"> 優良事例としての紹介・周知支援 <p>※地域事業者への表彰も検討</p>

検討領域①

検討領域③

■ 参考事例: おもてなし規格認証

○おもてなし規格認証は4つの認証段階を設定し、認証要件および認証後の便益が異なる。

概要		<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者が提供するサービス品質の見える化を目的とする、経済産業省主導の認証制度 認証には紅~紫の4段階があり、それぞれ基準の厳しさが異なる 			
評価基準		<ul style="list-style-type: none"> サービス業務マネジメント項目 (全30項目) インバウンド対応項目(10項目) 			
認証段階		紅認証	金認証	紺認証	紫認証
					
取得メリット		<p style="text-align: center;">PR効果</p> <p style="text-align: center;">日本政策金融公庫による低利融資</p>			
認証要件¹	サービス	15項目以上	15項目以上	21項目以上 +人材要件	24項目以上 +人材要件 +独自要件
	インバウンド	なし	5項目以上	5項目以上	
評価方法		自己適合宣言	認証機関による審査		認証機関および認定機関による審査

基準の異なる4段階の認証制度を設定することで、取組み始めから優良事例としての承認まで、幅広い段階の事業者の取組支援が可能

1. 金以上の認証については、トラベラー・フレンドリー認証を取得するための条件を記載

■ 地域事業者の取組を促す仕組み(案)

○より多くの地域事業者の取組を促すには、応募、審査、登録/認証の各プロセスにおいて、事業者にとって分かりやすい仕組みが必要。

周知	応募	審査	登録・認証
----	----	----	-------

概要

地方公共団体、金融機関が事業者に対し、または事業者同士で制度の紹介と応募の奨励を行う

事業者が、申請書等の必要資料を提出して登録・認証申請を行う

運営主体等が、評価基準等に基づいて、登録・認証するかどうかを確認・審査

審査等を通過した事業者は登録・認証され、国・地方公共団体によるPRその他のメリットを得る

事業者にとって
やりやすい
仕組み

- ・ **今までSDGsに馴染みのなかった事業者にも興味を持てる**よう、SDGsのコンセプトや活動例を、PR動画やセミナーなどで、分かりやすい形で伝える
- ・ Web上で完結する申請フォーム等により、**応募にかかる書類記入・受領等の手間を最小化する**
- ・ 審査における**評価項目を事前に公開する**
- ・ メールで認証連絡を行うなど、**登録・認証手続きにおける連絡の手間を最小化する**

応募者が「応募手順は何か/応募に必要なものは何か」がイメージできるよう、登録・認証におけるプロセスをわかりやすく明示する

参考事例



↑HPで公開されている制度紹介動画(おもちなし認証制度)



↑Webの申請フォーム(つばSDGsパートナーズ)



←HPで公開されている評価項目例(ジャパンSDGsアワード)

1. 地方公共団体へのヒアリングを通して、精査予定

■ 地域事業者の登録・認証を促すためのインセンティブ検討

○より多くの地域事業者の登録・認証を促すためには、事業者の実益に資するインセンティブの定義および周知が必要。

インセンティブ

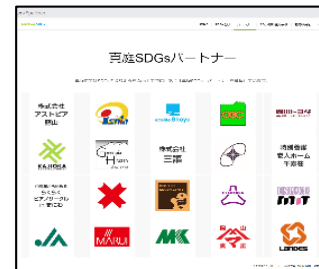
概要

参考事例

PR効果

- 登録・認証を受けることで、顧客や地域金融機関に対してSDGsに関する優れた取組を行う事業者であることを周知できる
- SDGsに取り組んでいることをロゴマークやHP等を活用してPRする。

- **真庭SDGsパートナー制度：**
真庭SDGsパートナー
ポータルサイトおよび
真庭市ホームページで
登録地域事業者名を紹介



経済的 メリット

- 競争入札での加点や、地方公共団体による補助金等支援、金融機関との融資相談・スキルアップセミナー、ビジネスマッチング・SDGs推進事業者会員制度など、経済面でのメリットを享受できることを想定（各地方公共団体にインセンティブを設計する）

- **おもてなし規格認証：**
2段階目以上の認証を得た事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行う（観光産業等生産性向上資金）

日本政策金融公庫

直接貸付

(上限7億2千万円)

中小企業・小規模事業者

地域貢献

- 登録・認証制度を通して事業を拡大することで、地域経済・社会・環境などに貢献する

■ SDGsへの取組を持続的なものとするための支援検討

○更にSDGsへの取組を持続的なものとするには、認証を与えるだけでなく、取組を深化させるための支援も必要。

必要な支援

概要

参考事例

普及啓発・ 人材育成

- メンター制度の設置による個別相談・アドバイスの提供
- SDGsに関するセミナーの実施
- SDGsに関するマニュアルの配布

- **つくばSDGsパートナーズ**：
定期的に講師を招いて、SDGsについて学ぶための講座を開催。地域社会における環境保全活動のリーダー育成を目指す



事業者同士の ネット ワーキング

- 登録地域事業者同士の交流会の開催
- 登録地域事業者の名簿作成

- **かながわSDGsパートナー**：
登録事業者間のネットワーク構築と、SDGs推進に向けた異業種交流やマッチングを目的とした交流会、「かながわSDGsパートナーシップミーティング」を開催



資金調達 機会の提供

- 優秀な事業者が登録・認証制度以外でも資金調達の受けられるよう、資金提供者と事業者をマッチングする機会を提供

- **オープンイノベーション検討会**：
第二地方銀行協会が主催する、地方銀行とスタートアップとのマッチングを目的とした会合。事業者によるPRのための事業内容の紹介、全員参加型のビジネス創出ワークショップを実施

登録・認証制度の運用体制例

- 登録・認証（レベル1, 2）については地方公共団体が国からのガイドラインを受け、制度を運営を想定。
- また、認証（レベル3）については、地方公共団体が地域事業者をノミネートした応募者について第三者機関等による専門的、客観的な評価を踏まえ、審査を進めるという運営を想定。（詳細は今後要検討）

運用体制図

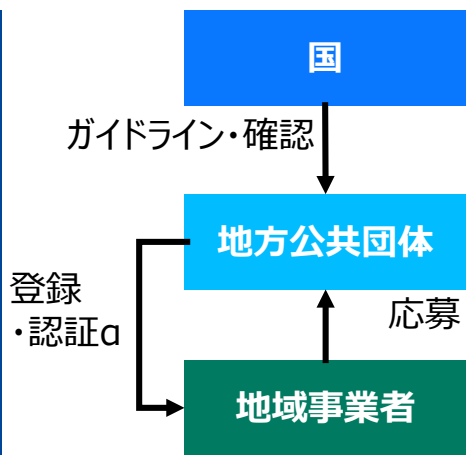
ポイント

評価者

登録・認証者

検討領域①

登録・認証α



- 地域事業者は**予め自己評価をした上で応募**
- **地方公共団体が応募者を評価し、認証する**
- ※国は制度のガイドラインを提供し、実際の運営は地方公共団体を実施

地方公共団体

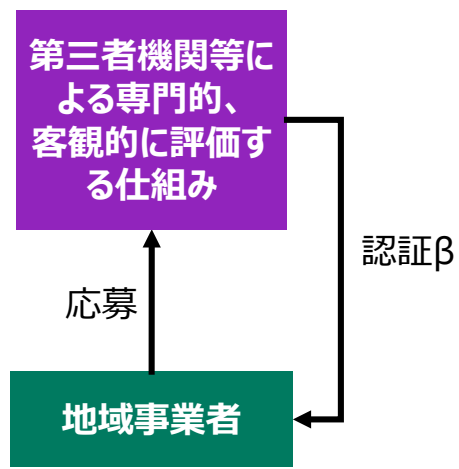
地方公共団体

ガイドライン提供

国

検討領域③

認証β

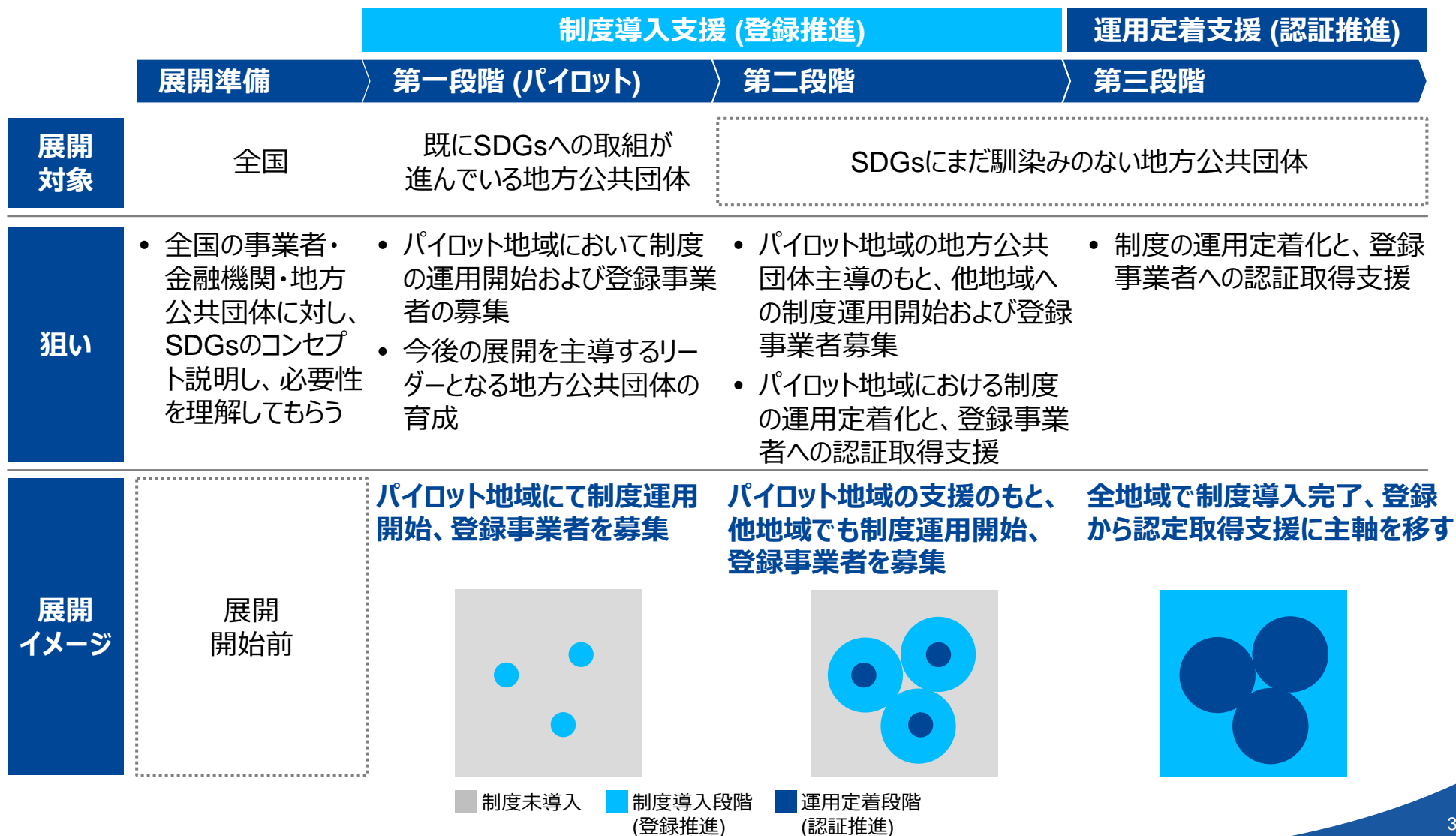


- **第三者機関等による専門的、客観的に応募者を評価**

第三者機関等による専門的、客観的に評価する仕組み

■ 制度導入・運用定着支援方法(案)

○効率的に全国展開を行うためには、まずは先導的に取り組んでいる地方公共団体（パイロット地域）に集中的に制度導入支援を行い、その後の展開を主導してもらう方法が望ましい。



1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域①：登録・認証制度
- 4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及**
 - a) 地域事業向け金融商品・サービス
 - b) 金融表彰制度
5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価
6. 今後の展開

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域①：登録・認証制度
4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及

a) 地域事業向け金融商品・サービス

b) 金融表彰制度

5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価
6. 今後の展開

■ 検討領域②：地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及【要旨】

- 地方創生SDGs金融商品・サービスは、**地域金融機関による地域事業者へのSDGsを踏まえた支援（非金融サービスを含む）**を指すものとする。
- 地方創生SDGsに取り組む地域事業者の一層の拡大に向けては、地域金融機関による積極的なサポートが必要。
- **地域事業者の金融商品・サービスに関わるニーズは何か、金融機関としてどのようにサポートができるか、どのような事例が存在するのかについて、地方創生SDGsに関わるステークホルダーに対して国内外の取組事例を提示し、地方創生SDGsの取組の普及展開を図っていくことが求められる。**
- 本調査・検討会事務局において、地方創生SDGs金融商品・サービスを検討するにあたり地域事業者の事業維持・拡大におけるニーズを調査したところ、大きく、3つのテーマが浮上：**「需要」が減っている、「人」不足（後継者・人手が足りない、スキルが足りない）、「資金」が足りない。**
- このようなニーズに対応するためには、金融機関としては地域事業者に対して投資・融資等の**金融商品**、またコンサルティング、情報提供、人材派遣・紹介、会員制サービス、ネットワーキング等の**非金融サービス**の商品・サービスの提供が考えられる。
- 地方創生SDGsに取り組む事業への金融商品・サービスは、国内外における事例が多数あり、本研究会にて取りまとめた事例について、今後、普及展開を図っていくことが求められる。

■ 地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及における背景と目的

背景

- 地方創生SDGsの達成に向けては、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者を対象に**金融商品・サービス***を提供することが効果的と考えられる。
- そのためには、**地域金融機関が抱える以下の課題を解決**する必要がある。
 - － SDGsへの理解が不十分である
 - － どのような地方創生SDGsに係る金融商品・サービスを開発していいかわからない

目的

- 地方創生SDGsに取り組む事業者を対象とした**金融商品・サービスに関する事例を取りまとめ、普及展開を促す。**

*地域金融機関における地域事業者へSDGsを踏まえた支援（非金融サービスを含む）

■ 地域事業者のニーズ（地域事業者アンケート結果）

地域事業者向けのアンケート結果

地方事業の事業継続・拡大における課題	課題例	SDGsに関する取り組みを行っている ¹ , N=956	SDGsに関する取り組みを行っていない ¹ , N=198	金融商品サービスのニーズ例
地域での需要が減っている	<ul style="list-style-type: none"> 少子化及び東京一極集中により、地域での需要が減っている 地域事業者が地域のニーズの変化を把握しきれていない 	266 (28%)	44 (22%)	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスマッチングサービスを通して、新たな取引先やビジネスパートナーを紹介する コンサルティングサービスを通じて業界のニーズ変化を提供する
必要な人手を確保できない	<ul style="list-style-type: none"> 必要なスキルを持つ人材を見つけにくい 人材を採用しても定着率が低い 	211 (22%)	35 (18%)	<ul style="list-style-type: none"> 自社のネットワークや情報を共有し、人材の採用について支援する 人材コンサルティングサービスを通じて、定着率の向上に向けてサポートする
後継者が見つからない	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の後継者不足が問題になって、経営者の退任と同時に廃業になるケースが散見 中小企業の文化やニーズに合った後継者が見つけない 	195 (20%)	31 (16%)	<ul style="list-style-type: none"> 人材派遣会社・銀行ネットワーク等を活用し、後継者探しをサポートする 後継者には会員制サービスを提供し、講演会、視察などのイベントを通じて、経営知識やノウハウを構築する
事業拡大のための資金が足りない	<ul style="list-style-type: none"> 事業拡大に必要な設備システムの導入に資金が必要だが、過去実績で与信判断され、柔軟な条件で融資を受けられない 銀行に融資申請をしてから融資を受けるまでの時間を短くしてほしい 	167 (17%)	32 (16%)	<ul style="list-style-type: none"> 業界・業種・ビジネスモデルの特殊性を考慮し、事業ニーズに合った条件で投資・融資をする 融資の際は、申請～融資までのプロセスを自動化・簡素化する
ビジネスノウハウ・スキルが足りない	<ul style="list-style-type: none"> 新規技術、海外進出等の経験がなく、イノベーションや新規顧客を逃している 新規ツール、専門家との接点がなく、業務の効率化（業務自動化、資金運用効率化）が限定的 	123 (13%)	22 (11%)	<ul style="list-style-type: none"> 経営課題に取り組む、業界トレンドを紹介するコンサルティングサービスや 専門家によるアドバイスサービス（資金運用、法対応等）を提供する

1. 「SDGsに関する取組」に対する認識の共有を図るために、アンケートでは現在行っている事業について、関連するSDGsの17のゴールを選択するような質問方法としている
資料: 地域事業者向けアンケート結果

■ 地方創生SDGsに関する金融商品・サービスの取組事例

○地方創生SDGsに資する金融商品・サービスは、地域事業者のニーズを踏まえると投融資等の金融商品のみならず、ネットワーキング、コンサルティング、会員制サービス等の非金融・その他付随サービスが必要と想定される。

地方創生SDGs金融商品・サービス例の概要

金融

- 地域事業者のSDGsに資する取組に対し、その取組を評価し、**低金利などの柔軟な条件**で融資を提供する。
- 銀行による融資提供を行うと同時に、地域事業者のSDGsに関する取組に対し**他のサービスも一部無料**で提供する場合がある。

例

- 鳥取銀行-とりぎん地方創生応援ローン:地方創生に資する事業について、**下限金利は0.7%**にしている。融資以外に、**補助金や助成金の行政情報の共有**などのサービスも無料で提供。
- 福岡銀行-FFGエコローン:地域事業者の環境への取り組みを評価し、**最大で0.3%の金利引き下げ**を行う。

非金融・ その他付随 サービス等

- 地域事業者がSDGsに取り組む中で直面している経営課題に対し、**自社のコンサルティングサービス**を提供する。
- 地域事業者の課題が自社コンサルティングサービスだけでは解決できない場合、**業務連携している他社を紹介**する。

- 静岡銀行-しずぎん成長分野応援プロジェクト:地域事業者の新たな成長分野への進出支援や、海外進出支援など**各種課題解決の提供**を通じて、**成長分野への事業展開を支援**する。

- 地域事業者のSDGsへの取り組みに関するニーズについて、商談会または個別ヒアリングを通じて、**ビジネスパートナーとの出会いの場をコーディネート**する。
- 紹介したビジネスパートナーとの事業連携を通じて、事業者のビジネスの成長を支援する。

- 滋賀銀行-SDGsビジネスマッチングフェア:毎年**SDGsに特化する展示商談会**を催す。
- 鳥取銀行-ビジネスマッチング:鳥取銀行のネットワークを活用して、地域事業者のニーズに対し**最適なパートナーを紹介**する。

- SDGsに取り組む地域事業者の人手不足問題に対し、**自社のネットワークや情報提供**を通じて支援する。
- 地域事業者ニーズと社員数のギャップに応じて、**自社の人材を派遣し、直接に人材確保の支援**を行う。

- 紀陽銀行-人材確保支援:**合同地域事業者説明会の開催、人材紹介会社とのマッチング、外国人材活用の情報提供と自社社員による出向**の方法を通じて取引先地域事業者の人材確保の支援を行う。






- SDGsに取り組む地域事業者の経営層に対し、**定期的にface to faceで交流できる会員制サービス**を提供する。
- 大学教授および有識者によるセミナーだけでなく、他の**有力地域事業者や大学との情報交換と議論の場を定期的に設ける**ことで、地域事業者によるSDGs取組の活性化を目指す。

- 静岡銀行-Shizigin:ship:入会した経営者に対し講演会、セミナー、会員交流会と視察など**幅広いイベント**を通じて、経営者に**経営知識とノウハウを提供し、経営者同士の人脈形成**を目指す。

■ 国内地域金融機関における取組事例(金融)

機関名	融資商品名	商品概要
横浜銀行	<はまぎん> SDGs私募債～未来へ～	顧客が私募債を発行したことを記念して、横浜銀行が神奈川県による「かながわSDGs取組方針」のテーマに沿った5団体に、発行金額の0.1%相当額を寄付
千葉銀行	環境格付融資制度(ちばぎんエコ・ステップ)	環境格付に応じ、銀行所定の融資利率から年率0.10～0.50%を割引き
	ちばぎん地方創生融資制度	事業計画に合わせて、最長3年間の元本据置期間の設定が可能
滋賀銀行	SDGs私募債「つながり」	銀行に「SDGs賛同書」を提出した地域事業者が私募債を発行した場合に、発行額の0.2%相当の資金を銀行が拠出し、学校や特定公益増進法人に対して、物品の寄贈や活動資金の寄付を行う
	サステナビリティローン	みずほ銀行がアレンジャーとして組成した大型協調融資（総貸付額553億円）を引受したもの
静岡銀行	地球環境保全支援資金「エコサポート・ビジネスローン」	環境負荷低減に資する事業活動を積極的に行う地域事業者の顧客資金調達を支援
福岡銀行	FFGエコローン	福岡銀行オリジナルの「環境格付」により、環境に配慮した経営を行う地域事業者の取組みを評価し、最大で0.3%の金利引き下げを行う融資商品。国の環境施策に限らず、地元九州での環境保全を意識する活動など地域特性を反映したオリジナル性の高い「環境格付モデル」を使用
鳥取銀行	とりぎん地方創生応援ローン	①雇用支援、人材育成事業 ②地域事業者の地方拠点強化事業 ③農商工連携事業 ④観光ビジネス ⑤まちなかビジネス などの事業支援用融資
	とりぎん成長分野強化ローン	研究開発、エネルギー事業、観光事業など、鳥取の成長基盤分野に該当する事業の支援用融資

■ 海外金融機関における取組事例（金融）

機関名	融資商品名	商品概要	SDGs関連ゴール (想定)
Bank of America	Affordable Loan Solution	住宅ローンに10億ドルを配分し、 月額払いが可能で信用履歴が良好な低所得者の住宅購入を支援	
メキシコ国家開発銀行	Productive chain loan	固定金利を採用し、融資の担保と手数料は必要なし 。また、大手地域事業者や政府の売掛金を元に融資を受ける。メキシコの手大企業/政府と取引する国内中小企業をターゲットとし、与信判断は売掛金を支払う企業の信用度に基づく。	
Bank Mandiri (インドネシア)	People's business loan	スタートアップ企業へのローン で、中小零細企業・移住労働者のタイプに応じて利子補助の形で補助金を割り当て、資金供給を行う	
中国郵貯銀行	Living livestock as loan guarantee	乳業事業者に融資する際に、 乳牛を担保として使える	
ブラジル開発銀行	BNDES Card	中小企業にコーポレートクレジットカードを提供し、通常より好条件で融資を提供する 。但し、建物、設備やサービスの購入について、銀行が定めた事業者から買う必要がある	
南アフリカ Nedbank group	GAP Access	事前に売上による返済の割合を決め、毎日の売上で返済する融資 。年間売上が700万円以上(100万ランド)且つ売上のほとんどがカードによる支払いの中小企業が対象。資金の用途は対象企業の設備投資や運営資金。	
Kenya Commercial Bank	Mavuno tea loans	茶葉事業者のための季節性を考慮したローンで、 茶葉が収穫される前に、予測収益の最大70%までの資金を提供し、事業の運営資金もしくは農園の拡大資金として使える	

■ 国内地域金融機関における取組事例（非金融・付随サービス等）

機関名	商品・サービス名	商品概要
紀陽銀行	省エネ診断サービス	取引先のエネルギー利用状況を調査し、省エネ設備の導入によるコスト削減効果を試算するサービスを紹介する。診断サービス後は、お取引先のご希望により、照明のLED化や高効率空調機への更新などの快適な職場環境づくりに向けた設備導入や、コンサルティングサービスなどのサポートも可能
	紀陽イノベーションサポートプログラム	新たな事業展開を目指して大学や研究機関と共同開発をおこなっている事業者や生産性向上に資する新たなサービスを創出する事業者の皆さまから「研究開発テーマ」を募集し、優れたテーマに対して事業計画の策定支援や事業化までの課題解決など長期的なサポートをおこなう取り組み
	人材確保支援	合同企業説明会の開催、人材紹介会社とのマッチング、外国人材活用の情報提供と自社社員による出向の方法を通じて人材確保の支援を行う
滋賀銀行	しがぎんSDGsビジネス・マッチングフェア	SDGsに特化した滋賀銀行主催の展示商談会
	GAP認証取得サポート	農業事業者の「GAP認証」の取得に向けたサポートを、融資とコンサルティングの両面から支援
	サタデイ起業塾	エントリー企業に対して、株式会社リバネスや産官学による野の花応援団と連携して、ビジネスプラン策定やブラッシュアップを個別にサポート
静岡銀行	次世代経営者塾 Shizuginship	Shizuginshipは、県内有力企業や大学をはじめ各界の第一線で活躍しているプロフェッショナルの協力を仰ぎながら、次世代を担う経営者・後継者に研鑽と交流の場を提供しようとするもの
	しずぎん成長分野応援プロジェクト	地域事業者の新たな成長分野への進出支援や、海外進出支援など各種課題解決の提供を通じて、成長分野への事業展開を支援する
鳥取銀行	ビジネスマッチング	鳥取銀行のネットワークを活用して、事業者のニーズに対し最適なパートナーを紹介する

■ 海外金融機関における取組事例（非金融・付随サービス等）

機関名	商品・サービス名	商品概要	SDGs関連ゴール(想定)
中国招商銀行	Eletronic commercial (EC) site for rural agriculture industry	地方農業事業者のためにEC（大手電子サイトと連携）を作成し、中国消費者への売り込みを促進	
	Monthly Charity program	銀行が慈善活動を行っているNPOを選び、自社サイトに掲載する。自社のクレジットカードユーザであれば、 NPOに対して1社または複数社に月次で寄付できる	
南アフリカ Standard Bank	Stanbic Bank Tanzania Biashara Direct	中小企業の日々の支払いと口座の管理を簡易化するためのモバイルバンキングツール。ツールを使うことで、携帯電話のショートメッセージによるUSSD ¹ 決裁が可能になる。更にそれぞれの 中小企業に、専門家がアサインされ、電話もしくはメールで金融に関するアドバイスを提供	
	Feenix Trust	Feenix Trust というクラウドファンディング・プラットフォームを通して、南アフリカ学生の学費を集める。企業もしくは個人がこのプラットフォームを通じて、直接に学生の名義で学校に学費を支払える。 原則として資金援助を受ける側の学生たちのうち、女性の割合が50%に達する必要がある	
Kenya Commercial Bank	Mobigrow Agrifinancing	銀行が中小農業事業者向けに農業モバイル金融サービスを提供する。サービスについて、できるだけ多くの農業事業者に使っていただくために、携帯電話のショートメッセージによるUSSD ¹ の操作が可能になり、 融資の申請、貯金の管理、保険の購入、農業スキルに関連するトレーニングの申請等 様々なサービスが含まれている	

1. Unstructured Supplementary Service Data

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域①：登録・認証制度
4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及
 - a) 地域事業向け金融商品・サービス
 - b) 金融表彰制度**
5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価
6. 今後の展開

■ 検討領域②：金融表彰制度【要旨】

- 金融表彰制度は、地方創生SDGsに取り組む地域事業者に対して、**積極的に投融資等の支援により成長をサポートした**地域金融機関を評価することを目的とする。
- 金融表彰制度においては、**地方公共団体が地域金融機関による表彰制度への応募を受け、国に表彰候補金融機関をノミネートし、国が表彰団体を決定**することを想定。表彰に係る審査については、第三者機関等による専門的、客観的に評価することが必要。
- 制度設計においては、融資の規模のみならず非金融サービス、先駆的な取組事例など**幅広い審査項目を設け、表彰にバリエーションを持たせる**ことが必要。これにより、地域金融機関の大小に関わらず、地方創生SDGsに取り組むインセンティブを構築することを図る。今後、審査主体の検討と併せて、表彰部門及び評価項目を検討していくこととする。
- 金融表彰制度によって表彰された地域金融機関にとってのメリットは、**地域金融機関自身のPR効果**及び域内外に対するPR効果による**地域事業者のイメージアップ**とそれに伴う**新規顧客開拓**などが考えられる。
- また、長期的には大手金融機関や投資家からの**資金調達がしやすくなる、投資対象となりやすくなること等のメリット**があると考えられる。
- 金融表彰制度は、既にSDGsに積極的に取り組んでいる地方公共団体を参考事例として、段階的に展開していくことも検討。

■ 金融表彰制度の背景と目的

背景

- 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けては 以下の点を実現することが重要である。
 - － 地方公共団体における、地方創生SDGsに関する取組の周知及び地域金融機関や地域事業者に対する取組支援。
 - － 大手金融機関から地域金融機関、地域金融機関から地方創生SDGsに取り組む地域事業者への積極的な投融資・サービス提供。
 - － 地域事業者による積極的な取組推進。
- 上記要素の2点目について、**地域金融機関が地方創生SDGsに取り組む地域事業者への投融資・サービス提供を促す仕組み、また大手金融機関から地域金融機関への資金投入を促す仕組み**を設計する必要がある。

目的

以下の2点を達成することを目的とし金融表彰制度を設計する:

- 地方創生SDGsに取り組む地域事業者に対する融資が認知されることで、より**投融資・サービス提供を行うインセンティブを設ける。**
- 機関投資家・大手銀行・証券等から地域金融機関向け資金投入を促進する。(長期的に検討)

■ 金融表彰制度に対する地域金融機関・地方公共団体のニーズ

ニーズ調査結果からの要件

制度設計への反映方法

制度の 目的

- 地域金融機関の99%がSDGsという言葉知っており、うち50%がSDGs関連商品を設けており、36%がSDGsを事業性評価項目に含めている。
- 地域事業者へのSDGsの普及啓発は地域金融機関の役目だと思っている。
- 地方公共団体・地域金融機関双方へのメリット（特に金銭的メリット）を明確にしてほしい。

- **地域事業者への具体的なメリットの提示**（県外事業者からの融資申し込みを増やすために金融機関が得意とする分野で応募する等）が必要。
- **地域金融機関の事業面でのメリットの提示**（例：優良事業と融資を行った金融機関のパッケージ表彰等）が必要。

表彰の 単位

- 投融資規模だけでなくスキームのユニークさなどでも評価してほしい。

- 地域貢献賞やパイオニア賞などの**投融資の規模に関係なく表彰されるパターンの検討が必要**。

制度の 運用方法

- 競争他社との競争においてユニークさを必要としている地域金融機関にとっては、**広告費を使わずにPRできることが最大のメリット**。
- 応募段階で分かりやすい仕様にしてほしい。
- ルールが厳しすぎると運用が難しいので、ある程度地方公共団体に余裕を持たせてほしい。

- 多くの地域金融機関が表彰制度をきっかけに積極的に取組を推進するためには**国からの表彰が必要**。
- どのような自治体でも**運用可能**でかつ地方公共団体規模やノウハウによって**運用に差が出ない**ようなマニュアルにする。
- 地域金融機関が**使い慣れている**媒体・形式でのフォーム作成。
- 現時点では、**都道府県単位で候補金融機関を推薦し、国が表彰を行う制度とする方向で検討**

金融表彰制度概要案

○表彰の単位及び制度の運用方法等については、最も実現的・効果的な手法等を今後検討し、制度設計につなげていく。

概要

制度の目的	<ul style="list-style-type: none">地方創生SDGsに取り組む地域事業者に対して、積極的に投融资・支援を行い事業の成長をサポートした地域金融機関の成果を評価すること。	
制度のねらい	<ul style="list-style-type: none">表彰されることで以下のメリットを享受できることから地域金融機関が投融资・サービス提供を行う。<ul style="list-style-type: none">域内外に対するPR効果による地域事業者のイメージアップ、新規商品としてSDGs融資が設けられる（ビジネス機会の拡大）などの既存投融资の機会拡大大手金融機関や投資家からの資金調達がしやすい、投資対象となりやすい	
表彰の単位	<ul style="list-style-type: none">複数の地域金融機関を表彰。融資規模以外にも評価項目を設け、表彰内容にバリエーションを持たせることで、幅広い地域金融機関の投融资活動を促進。	
制度の運用方法	プロセス	<ul style="list-style-type: none">地域金融機関による応募地方公共団体による表彰候補をノミネート表彰対象の審査表彰対象決定表彰対象をアナウンス
	役割	<ul style="list-style-type: none">地域金融機関：地方公共団体と協力して推薦をもらう地方公共団体：地域金融機関の取組を評価し、表彰制度に推薦国：地域金融機関の取組を審査し、表彰対象を決定、全国的にアナウンス <p>※表彰先の決定においては、第三者機関等による専門的、客観的に評価する仕組みの検討が必要</p>

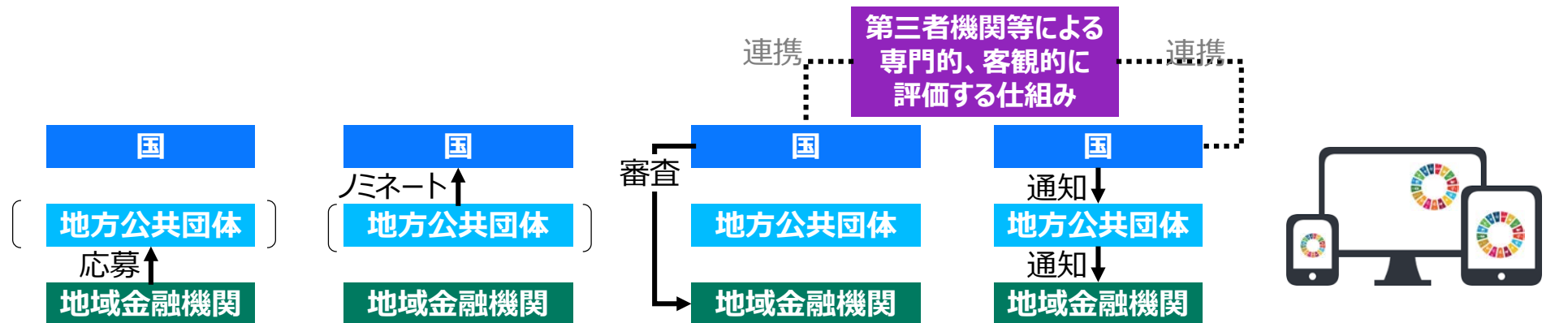
※地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者への表彰制度についても合わせて検討する

○金融表彰制度は、多様な優れた取組を行う地域金融機関等にインセンティブを与えるため、様々な視点・取組から評価し、表彰する制度の構築が必要。表彰単位・評価項目については、今後詳細な検討が必要。

参考イメージ	概要	評価項目
SDGs 金融大賞	<ul style="list-style-type: none"> 融資規模の観点で最もSDGsへの取組に好影響を与えた金融機関に贈られる賞 	<ul style="list-style-type: none"> 融資総額・件数 地方創生SDGsの取組目標数
地域 寄り添い賞	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題に特化したSDGsへの取組に積極的に投融資を行った金融機関に贈られる賞 (例：〇〇川の水質改善により、名産であるスイカの品質向上を図る取組への融資) 	<ul style="list-style-type: none"> 融資総額・件数 投融資の目的が地域で広く共有されている地域課題か否か 取組目標を地域のコンテキストにうまく落とし込めたか
アイデア賞	<ul style="list-style-type: none"> 投融資を行った事業がSDGsに大きく影響を与えた(ポジティブ要素の向上とネガティブ要素の削減)金融機関に贈られる賞 	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGsへの取り組み方のユニークさ 地方創生SDGsへの貢献度
パイオニア賞	<ul style="list-style-type: none"> SDGs項目のうち、他の金融機関が取り組んでいないテーマ・地域に対して先駆的に投融資をした金融機関に贈られる賞 	<ul style="list-style-type: none"> 融資総額・件数 地域における取組目標の特異性 地域の取り組み度合い
SDGs サービス賞	<ul style="list-style-type: none"> 金銭的融資以外のサポートを積極的に行った金融機関に贈られる賞 (例：小規模事業者の事業拡大におけるパートナーとなる地域事業者のマッチング) 	<ul style="list-style-type: none"> 融資以外のサービスの提供先数 サービスのユニークさや地域独自性
SDGs チャンピオン賞	<ul style="list-style-type: none"> SDGsを積極的に地域で教育、啓発した金融機関に贈られる賞 	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるSDGsの教育・啓発機会の提供件数 上記機会の質(資料の質、講師の質等)

■ 地域金融機関応募を促進するための仕組み検討

○より多くの地域金融機関の取組を促すには、応募、審査、表彰の各プロセスにおいて、地域金融機関にとって分かりやすい仕組みが必要。



- 地方公共団体が募集の開始をアナウンスし、応募の推奨を行う
- 地域金融機関が、活動報告書等の必要資料を提出して、該当する表彰に応募する

- 地方公共団体が活動報告書を確認し、**国にノミネート**する

- 第三者機関等による専門的、客観的な評価に基づいて、**金融機関を審査**する

- 審査の結果、国が**各表彰単位について表彰対象を決定**する
- 国が地方公共団体に対して審査結果を通知する
- 地方公共団体が地域金融機関に対して審査結果を通知する

- 国が表彰結果をHP等を通して公表する
- 表彰された地域金融機関は表彰結果を**HP等に載せ、PRに使うことができる**

■ 地域金融機関の応募を促すためのインセンティブ検討

○より多くの地域金融機関の応募を促すためには、地域金融機関の取組を内外に明確に発信し、直接的・間接的な経済的効果に資するインセンティブの定義および周知が必要。

インセンティブ

概要

具体的な案(例)

PR効果

- 潜在的な新規取引先に対して、現在持っていないチャンネルで自行の名を周知し、新たなビジネス機会の拡大につなげられる。

- 政府HPへの表彰結果の掲載、メディア発信。
- SDGsに取り組む地域事業者とのマッチング。
- 金融機関がSDGsを活用したPRを実施することによる宣伝効果の向上。

信用力向上

- 既存取引先に対して、優良機関であることを周知し、ビジネス機会を構築できる。
- 新規取引先に対して、取引の際に地方創生SDGsへの取組が表彰されていることにより信用を得やすい。

- 地方創生SDGsに取り組んでいることをロゴマーク等でPRすることによる信用力向上。
- 地方創生SDGs取組達成度評価を通じた格付による、業界における信用力向上。

直接的効果

- 助成金、利子補給等の直接的かつ金銭的なメリットを享受できる。

- 地方創生SDGsに取り組んでいることをロゴマーク等でPR。
- 地方公共団体による助成金、入札時の加点等。

職員のモチベーション向上

- 地方創生SDGsへの取組を通して、職員が自身の仕事に対するやりがいを感じたり、自社をより誇りに感じたりすることで、仕事に対するモチベーションが向上する。

- 表彰状の交付。
- 社員に対し自行取組を共有する機会の構築。
- 社員による地方創生SDGsに関する取組検討のワークショップ実施。

■ 国内信用保証協会による金融表彰制度事例

名称	主催者	開催地域	概要	評価項目	運用方法	表彰実績
やまぐち金融サポート大賞表彰式	山口県信用保証協会	山口県	山口県中小企業制度融資の活用を通じ、中小企業の金融の円滑化に資することを目的に創設され、山口県商工労働部と連携して実施	(公開情報なし)	(公開情報なし)	平成30年度は、顕著な成績を収めた11本・支店を表彰
金融機関特別表彰	神奈川県信用保証協会	神奈川県	中小企業の円滑な資金調達・経営支援に大きく貢献した金融機関に感謝の意を表し、感謝状を贈呈	以下の2部門の各項目について、中小企業の円滑な資金調達・経営支援に大きく貢献していたか 1) 保証制度部門（創業保証、小口零細企業保証、リターンアシスト長期保証、条件変更改善型借換保証） 2) 経営支援部門（外部専門家派遣、経営サポート会議）	(公開情報なし)	(公開情報なし)
金融機関特別表彰	横浜市信用保証協会	横浜市	ライフステージに応じた保証制度を活用し中小企業・小規模事業者の資金調達を支援した金融機関の店舗に対し感謝状を贈呈	対象となる保証制度の承諾件数	支援する企業のライフステージごとに4つの部門を設定し、部門ごとに対象となる保証制度の詳細を設定 創業期：創業保証部門 成長期：小規模企業者向け保証部門 成熟期：成長・発展支援保証部門 再生期：経営支援保証部門 金融機関を保証債務残高で4つにグループ分けし、グループ別に順位付け。表彰は支店単位	(公開情報なし)
金融機関感謝制度	大阪府保証信用協会	大阪府	府内中小企業金融の円滑化、ならびに中小企業者への経営改善支援や創業支援等に資することを目的とし、当協会との連携のもと、多様な資金供給を通じて中小企業の振興発展に貢献した金融機関に感謝の意を表する	(公開情報なし)	(公開情報なし)	平成29年度感謝店舗には、母店表彰2金融機関、営業店表彰10金融機関38営業店を選定
金融機関優良店舗表彰	石川県信用保証協会	石川県	保証付融資に積極的に取り組み、その利用状況が良好で、県内中小企業の金融の円滑化に貢献した金融機関店舗に対し感謝の意を表し、感謝状及び記念品の贈呈を行うもの	前年度の保証実績について、次の基準により県内中小企業金融の円滑化に貢献されたものとして保証債務残高の増加額の多い順に選考するもの 1) 保証債務残高が1億円以上であること。 2) 保証債務残高の対前年比伸長率が上位であること。 3) 保証承諾の対前年比伸長率が上位であること。 4) 代位弁済率が1.0%以下で、かつ平均代弁率以下であること。 5) 協会における総合的判断で、特に利用状況が良好と認められること	支店ごとに表彰	令和7年度は10店舗を表彰

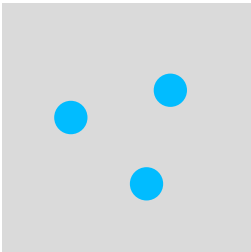
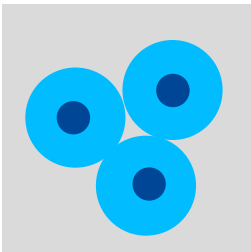
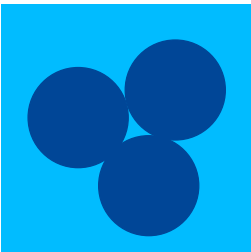
資料：各ホームページ

■ 海外における金融表彰制度参考事例

名称	主催者	開催地域	概要	評価項目	運用方法	表彰実績（受賞者）
Bloomberg Businessweek Financial Institution Awards	Bloomberg Businessweek		<ul style="list-style-type: none"> 業界、政府、研究者等の12人の審査員が銀行、保険、証券部門のレポートを評価し、市場実績、成長、発展、ビジネス戦略の4つの基準に従ってランク付け 	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の市場実績、成長、開発、およびビジネス戦略に基づいてエントリーをレビューし、評価 	<ul style="list-style-type: none"> 業界の専門家、ビジネスリーダー、研究者、および雑誌の編集委員会によって審査 Excellence, Outstandingの2ランクにおいて表彰 	（公開情報なし）
BDO ESG Awards	BDO Hong Kong	香港	<ul style="list-style-type: none"> Best in ESG ESG report of the year ESG report of the year (newly listed companies) Best in reporting 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な項目 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者、NGO、マネージャー、記者などから構成される委員会による評価 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業 中小企業 零細企業 GEMs (香港株式市場の一部門)
HSBC Living Business ESG Award	HSBC	香港	<ul style="list-style-type: none"> 優れた持続可能な取り組みを行った参加者に "Certificate of Merit" や "Certificate of Excellence" を授与 	<ul style="list-style-type: none"> 環境・社会・ガバナンスのすべての面における全体としてのパフォーマンス 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムパートナーによる評価 	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業
Sustainable Investment Awards	Environmental Finance (magazine)	ヨーロッパ	<ul style="list-style-type: none"> 多様なカテゴリー 	<ul style="list-style-type: none"> 投資が環境に与えたインパクト (例：再生可能エネルギーの創出、節約された水の量、リサイクルされた材料の量等) 	<ul style="list-style-type: none"> 業界の専門家と環境金融編集チームで構成される委員会による評価 	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネージャー ESGファンド ESGイニシアティブ データおよび評価プロバイター
Responsible Investor of the Year	Stiftung Deutscher Nachhaltigkeitspreis	International	<ul style="list-style-type: none"> 多様なカテゴリー 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な項目 	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様 	<ul style="list-style-type: none"> 都市 国 個人
Treasury 4 Good	Treasury Management International	International	<ul style="list-style-type: none"> 多様なカテゴリー 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組んでいるCSR活動 	<ul style="list-style-type: none"> TMI's experienced Editorial Boardによって個別に審査 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 国 個人

■ 制度導入支援案

○効率的に全国展開を行うためには、まずは先導的に取り組んでいる地方公共団体（パイロット地域）に集中的に制度導入支援を行い、その後の展開を主導してもらう方法が望ましい。

	パイロット	全国展開準備	全国展開：第一弾	全国展開：第二弾	全国展開：第三弾
展開対象	1～2 地方公共団体	全国	既にSDGsへの取組が進んでいる地域金融機関及びその地方公共団体	既にSDGsへの取組をはじめた地域金融機関及びその地方公共団体	SDGsに馴染みの薄い地方公共団体
概要	<ul style="list-style-type: none"> パイロット地域で金融表彰制度の表彰単位のフィードバック、精緻化 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の事業者・金融機関・地方公共団体に対し、SDGsのコンセプトおよび必要性を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の応募受付・ノミネート受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の応募受付・ノミネート受付 一定数の応募が集まったところで審査・表彰 運用定着化 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の応募受付・ノミネート受付 制度の運用定着化と、応募金融機関の増加支援
展開イメージ	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>展開開始前</p> </div>	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center;"> <p>展開開始前</p> </div>	<p>一部地方公共団体、金融機関にて応募、ノミネートを受付</p> 	<p>対象地域を広げ応募、ノミネートを受付し、運用の定着化にも注力</p> 	<p>全地域で応募、ノミネートを受付し、応募金融機関の増加に注力</p> 
	 制度未導入 制度導入段階 運用定着段階				

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域①：登録・認証制度
4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及
- 5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価**
6. 今後の展開

■ 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価【要旨】

- 本調査・研究会においては、地域事業者や金融機関の地方創生SDGsに対する取組を第三者機関等による専門的、客観的に評価する仕組みを構築するための「地方創生SDGs取組達成度評価」について検討を行った。
- 本調査・研究会においては、地方創生SDGs取組達成度評価の評価者**について検討を行った**。第三者機関等が評価を実施する場合は、地方創生SDGsへの理解度、事業者・金融機関の評価実績の有無、中立性、組織の安定度、影響力等を考慮することが必要。
- どのような主体が審査することが適当かを判断するにあたっては、認証制度や金融表彰制度等において地方創生SDGsの取組達成度を評価する際の、評価項目の整理等が必要である。
- 地方創生SDGs取組達成度評価の評価項目は、既存の地方創生とSDGsの枠組みで定められた項目を考慮する必要がある。
- このため、地方創生の項目はSDGsの項目に概ね包含されると想定しており、評価項目を設定していくには**日本における地方創生に関する目標をSDGsの目標に関連付けて読み替える必要がある**。
- 現時点では、概念の整理にあたって例示列挙したものを作成する。

■ 地方創生SDGs取組達成度評価の背景・目的

背景

- 地方創生SDGs金融に関する取組（地域事業者の登録・認証制度、金融表彰制度等）を推進するうえでは、各取組が**地方創生SDGsの達成に向けた共通の目標に基づいて設計される**必要がある。
- その目標の達成により、どの程度**地方創生SDGsの達成に貢献する(した)のかを定性的・定量的に評価する必要がある**。
- これまで、地方創生とSDGsを組み合わせた目標設定はされておらず、**本研究において全てのステークホルダーが自分事として理解し、共通認識を持てるような目標**の設定が必要。

目的

- 全てのステークホルダーが**地方創生SDGsの実現を目標**として何を指すかの共通認識が持てるよう、**評価項目の設定**の必要がある。
- また、評価項目を設定していくうえでは、既存のSDGsの目標を**日本における地方創生に関する目標に関連付けて読み替える**必要がある。
- 地方創生SDGs金融の実現に向けた各取組の整合性を維持するために**地方創生SDGs取組達成度評価項目を盛り込んでいく**必要がある。
- 地方創生SDGs取組達成度評価項目及び各取組の設計については、それを活用する**全てのステークホルダー間での共通認識となるよう設定**が必要。
- 特に、投資・融資を通して資金の好循環を想定している以上は地域金融機関、大手金融機関の視点から**取組達成度を定量化できることが重要**。

■ 地方創生SDGs取組達成度評価の検討事項案

○地方創生SDGs取組達成度評価においては、評価主体、評価対象、評価項目を検討する。

検討事項

概要案

評価主体 「誰が評価するのか」

- **格付け機関、コンサルティング企業、金融機関、財団法人、非営利団体等のうち、地方創生SDGsを深く理解し、格付け及び事業者・金融機関等の評価等を行った経験を有する機関等**が主な評価主体候補として考えられる。
- また、上記評価主体は、地方創生SDGsへの理解や評価の実績に加え、中立性や組織の安定度ほかの要件を備えている必要がある。

評価対象 「誰を評価するのか」

- 事業者：認証制度における評価等
- 金融機関：金融表彰制度における審査等

評価項目 「何を以て評価するのか」

- まち・ひと・しごと創生基本方針2019で示された4つの基本目標における21項目の政策パッケージと、SDGsにおける17のゴール、169のターゲット指標との整合性を確認し、**日本の地方創生の文脈にあった表現へSDGsの169のターゲット指標を読み替え**、地方創生に資する施策の評価に活用できる指標を活用し、評価を行う。*

*本検討会においては、「地方創生」の項目設定するにあたり、参考として、まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載の項目を列挙しているものであり、地方創生に係る取組はこれに限られたものではない。

- 評価のプロセスについては、第三者機関等により上記を整理したうえで別途検討されることを想定。

■ 評価主体候補案

○評価主体は国、第三者機関及びその両方が候補として考えられる。

評価主体候補	評価主体例	メリット	デメリット
国	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 金融庁 外務省 等	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者側の安心感 制度の安定性 広範な広報効果が期待できる 各省庁の政策方針、意向を取り込んだ制度設計が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の労務コスト増加 民間事業者の経営健全度に関する評価経験の不足 国が民間事業者に対して評価を行うことの中立性の担保が困難 国が評価を行うリスク
第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> 格付け機関 コンサルティング企業 金融機関 財団法人 監査法人 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な評価実績 専門人材(アナリスト)による財務、業界分析等に基づく中立性の高い評価が可能 評価の事業化による持続性の担保 事業化による細かなサービスの提供、制度変更、設計が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 外資系格付け会社の場合、日本の中小地域事業者評価の経験実績が限定的 国内外の格付け機関等が運用している指標との整合性、差別化の必要性 評価指標の開発、継続的な改訂作業の発生
両方	国 及び 第三者機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> 民間機関が持つ専門性の活用など、官民双方で役割を分担することで、双方におけるコスト削減が可能 政府が主導するスキームとしての高いPR効果が期待できる 日本独自の官民連携による地方創生SDGs取組達成度評価スキームの実現として对外発信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 民間側の第三者機関の中立性の確保が困難 政府機関による非財務情報(地方創生SDGs評価)の評価実施のハードルの高さ 官民双方の評価の統合(中立性の担保)が困難 官民連携スキームの構築に時間を要する

■ 事例を参考とした地方創生SDGs取組達成度評価対象例

地域事業者の評価対象（参考：おもてなし認証）





概要	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者が提供するサービス品質の見える化を目的とする、経産省主導の認証制度 認証には紅～紫の4段階があり、それぞれ基準の厳しさが異なる 			
評価基準	<ul style="list-style-type: none"> サービス業務マネジメント項目 (全30項目) インバウンド対応項目(10項目) 			
認証段階	紅認証	金認証	紺認証	紫認証
取得メリット	PR効果 日本政策金融公庫による低利融資			
認証要件 ¹	サービス	15項目以上	15項目以上	21項目以上 +人材要件
	インバウンド	なし	5項目以上	5項目以上
評価方法	自己適合宣言	認証機関による審査		認証機関および認定機関による審査

基準の異なる4段階の認証制度を設定することで、取組み始めから優良事例としての承認まで、幅広い段階の事業者の取組支援が可能

1 金以上の認証については、トラベラー・フレンドリー認証を取得するための条件を記載

- 評価結果の公表については、**被評価側で公表、非公表の選択が可能。**
- 公表を選択した地域事業者については、**HP等で地方創生SDGs取組達成度評価結果を公表する**などにより情報開示。

地域金融機関の評価対象（例）

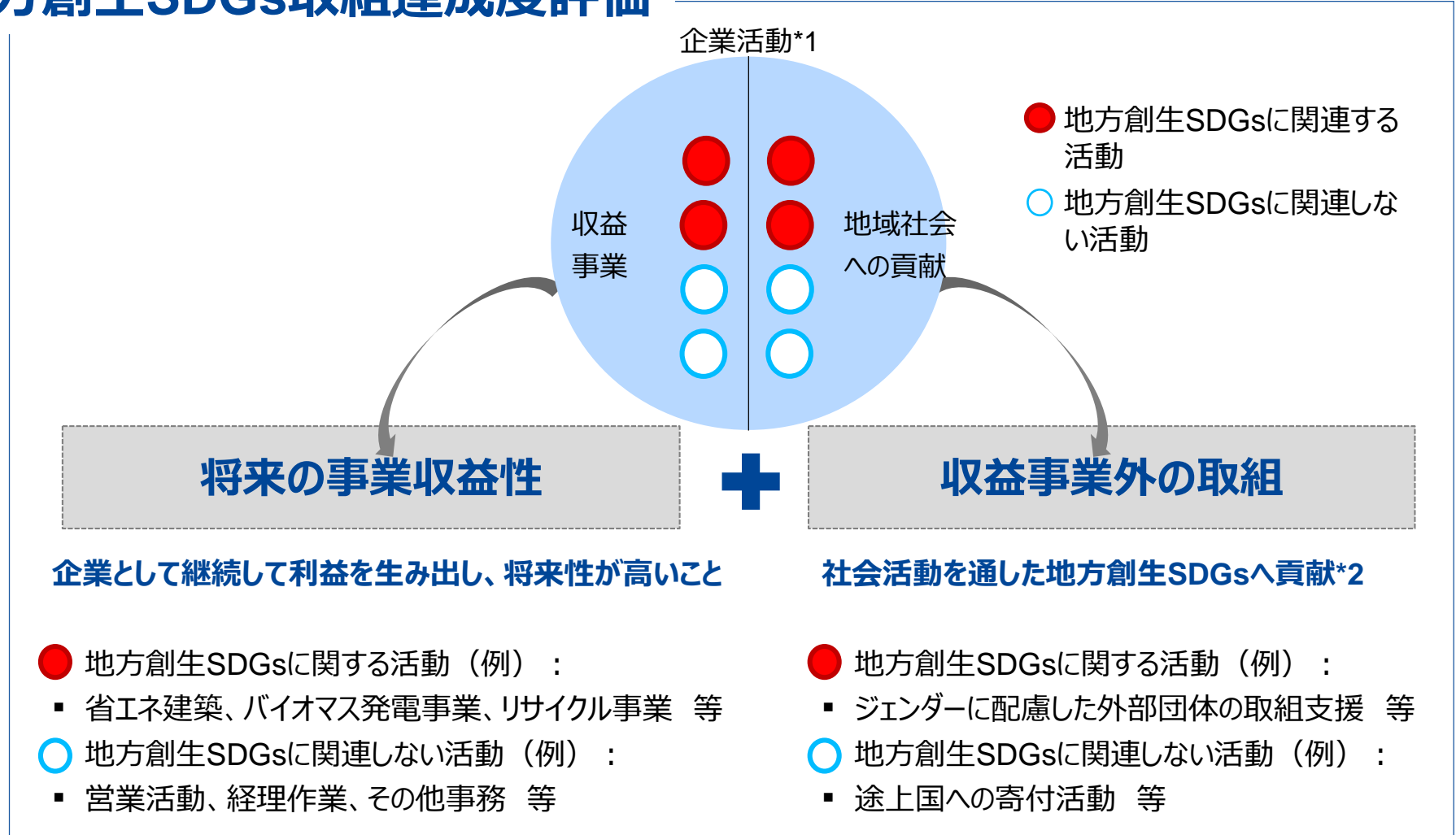
	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生SDGs大賞 <ul style="list-style-type: none"> - XXX銀行
	<ul style="list-style-type: none"> 金融サポート大賞 <ul style="list-style-type: none"> - XXX銀行
	<ul style="list-style-type: none"> 金融特別賞 <ul style="list-style-type: none"> - XXX銀行
	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化特別賞 <ul style="list-style-type: none"> - XXX銀行

- 評価結果の公表については、**被評価側で公表、非公表の選択が可能。**
- 公表を選択した地域事業者については、**HP等で地方創生SDGs取組達成度評価結果を公表する**などにより情報開示。

■ 地方創生SDGs取組達成度評価における企業活動の位置付け

○地方創生SDGs取組達成度評価は、将来の事業収益性および収益事業外の取組について行う想定。

地方創生SDGs取組達成度評価



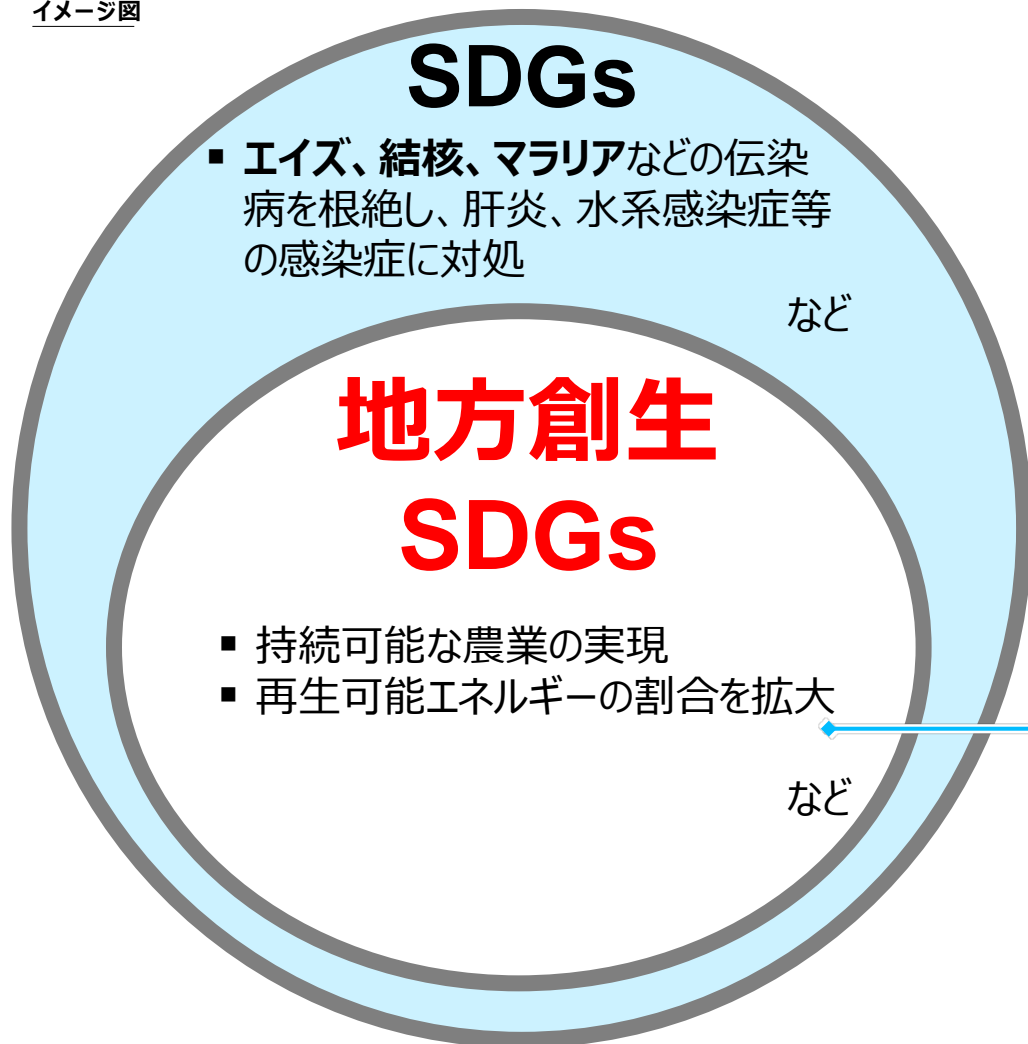
*1金融機関も含む

*2金融業界では、一般的に「インパクト投資」と呼称する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目の位置付け

○ 地方創生SDGs取組達成度評価項目は、SDGsをすべて対象とし、中でも地方創生・SDGs両者に共通する親和性が高いものを目標と位置付ける。

イメージ図



地方創生SDGs取組達成度評価項目：

- 地方創生SDGs金融における地方創生SDGs取組達成度評価項目
- 地方創生はSDGsに含意されると想定
- 誰にでも分かりやすいものとするべく、日本の地方創生に関連付けて読み替える必要あり
- 地方創生及びSDGs両方において親和性が高いものとし、事業の取組を積極化させるべく好事例を積極的に提示する

■ SDGs 3層構造における地方創生SDGs取組達成度評価項目の位置づけ

① SDGsのゴール (17) ターゲット (169)



1.1

1.2

- 例)
- ターゲット9.4
 - 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術および環境に配慮した……
 - 持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う

17.19

② まち・ひと・しごととの政策目標

まち・ひと・しごと創生総合戦略 (21項目) *

例) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり (4(キ))

③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目 (ターゲット (例示))

SDGsのターゲットを、まち・ひと・しごと総合戦略に関連付けて読み替えたもの

例)

- グリーン購入等の環境に配慮した持続可能な生産プロセスの拡充、資源エネルギー利用効率の向上に資する技術の開発、環境に配慮した製品の購入、環境に配慮した製品の開発、関連事業創出など、日本の技術開発の強みを活用し、産業の持続可能性を向上させる

④ 地方創生SDGs ローカル指標 (各ターゲットについて)

指標の設定

- 国、自治体等による共通指標
- 自治体、企業等による独自指標

自治体・企業による

共通指標

- 全国の自治体の取組を共通の尺度で評価できる指標
- 全国的に公開されて利用可能なデータに基づく指標 等

例) 県内総生産当たりのCO₂排出量 (CO₂排出量/県内総生産) (9.4.1)

独自指標

- 企業・自治体が達成を目指す目標に対し、独自に指標を設定
- 全国的に公開されたデータに基づく必要はない 等

例) 市内企業の持続的な成長・発展(9.4.1)

*本検討会においては、「地方創生」の項目設定するにあたり、参考として、まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載の項目を列挙しているものであり、地方創生に係る取組はこれに限られたものではない。

留意事項

- 次ページ以降に示す評価項目は、地域事業者や地域金融機関が地方創生SDGsに向けた取組を一層推進するにあたっての項目（ターゲット）を例示したものである。
- したがって、例示した内容を必ず活用しなければいけないものではなく、今後詳細な検討を進め、内容の充実化を図ることとする。
- また、地方公共団体や地域事業者等が実情に応じて独自に項目を設定することが望まれる。

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(1/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所ですべて終わらせる
- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保障制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する
- 1.4 2030年までに、貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する
- 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化等を通して、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する

②まち・ひと・しごとと政策目標

- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進
- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取
- 1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 2(イ)企業の地方拠点強化等
- 2(オ)地方移住の推進

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 生活保護等を受ける家庭の削減など、地方における絶対的・相対的な貧困を削減し、すべての人々の経済的安定を実現する
- 生活保護等を受ける子育て家庭の削減など、地方における男性、女性、子供の絶対的・相対的な貧困を削減し、すべての年齢の男性、女性、子供の経済的安定を実現する
- 生活保護の拡充など、地域域内の絶対的・相対的な貧困に直面する人々への十分な保護を達成する
- また、安定した収入の確保のために正規雇用者数を増やす等の雇用対策に取り組む
- 貧困層を含む地域内の全ての人が基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、新技術、金融サービス、経済的資源について平等な権利を持つことができるように支援を行う
- 地域レベルでの気候変動や災害等への強靱性の構築、経済、社会、環境分野の脅威に対応するための体制を構築し、地域に住む全ての人々の災害等に対する脆弱性を軽減する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、日本の官民における技術、知識、専門的な知見を活用し、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対する開発協力の強化等に貢献し、途上国におけるあらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策の実施に貢献する
- 国、地域および国際レベルで、開発途上国における貧困層(または日本における生活保護等を受ける家計)やジェンダーに配慮した開発政策を構築し、貧困撲滅への取組に対する投資拡大を支援する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目 (2/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

① SDGsのターゲット(日本語訳)



2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする

2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成する等、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う

2.3 2030年までに土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場および高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保等を通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民および漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性および所得を倍増させる

2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水およびその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する

2.5 2020年までに、国、地域および国際レベルで適正に管理および多様化された種子・植物バンク等も通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物およびこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源およびこれに関連する伝統的な知識へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する

2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化等を通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発および植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る

2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金および同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃等を通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正および防止する

2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場およびデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄等の市場情報への適時のアクセスを容易にする

② まち・ひと・しごと政策目標

1(ウ)農林水産業の成長産業化

3(ウ)出産・子育て支援

1(ウ)農林水産業の成長産業化

3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進

3(ウ)出産・子育て支援

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

1(ウ)農林水産業の成長産業化

2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進

4(工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ウ)農林水産業の成長産業化

1(ウ)農林水産業の成長産業化

③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 食育の推進等を通じた地域の高齢者、妊婦、未就学児童、幼児等の栄養改善、地域内での食料自給率向上に繋がる取組、農業・林業・漁業に関する事業の推進等を通じて地域の食料供給の安定性を高める
- また、食料供給が安定していない国に対しては、日本の農林水産物・食品の輸出拡大、食の情報発信、バリューチェーンの構築等を推進する

- 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患の削減、若年女性、妊婦・授乳婦、高齢者が健康的な生活習慣（運動、栄養バランスの取れた食事を取るなど）を維持できるようにする。また、栄養指導などの支援や安心・安全な国産農林水産物・食品へのアクセスを簡単にする

- 効率的かつ安定的な農業経営者の育成・確保、女性を含む若者の新規就業者確保に向け、農業の大規模化、集落農業の導入、子どもに対する農業教育の充実化、競争力強化、ロボット技術などの先端技術の導入、6次産業化を通じた地域の雇用確保など、地域における農業従事者の確保を通じて、農業生産性の向上を目指す

- 災害に強い農業の実現に向け、気候変動等の自然環境の変化に対応した品種改良の促進、土壌改良、保全等の取組推進、支援、地域の農業従事者の生産拡大のための取組支援、地域の食料生産、自給率の向上、地域の食料生産システムへの貢献等を通じて、持続可能な食料生産システムを確保する

- 各地域の特性を生かした農林水産業の発展を目指し、地理的表示（GI）の活用促進・相互保護、植物品種の流出防止、冒認商標、デザインの模倣対策、知財総合支援窓口の充実等を通じ、地域における農林水産分野における植物・生物の多様性を維持し、知的財産の保護および公正かつ公平な活用に向けた取組を進める

- 地域における産学官連携等による新たな品種開発の促進、知的財産権を活用した農業振興など、戦略的知財活用等を通じた「攻めの農業」を実現し、地域レベルでの農業生産能力向上を実現する
- また、JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の官民における技術、知識、専門的な知見を活用し、開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために農業研究・技術の輸出を図る

- ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、すべての農産物輸出補助金および同等の効果を持つすべての輸出措置の同時撤廃する
- これに伴い、日本の高付加価値な農産品の知財を保護し、海外市場の開拓を実現する

- 国際的な食糧価格の変動を防止するための施策に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(3/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)

②まち・ひと・しごと政策目標

③地方創生SDGs取組達成度評価項目



- 3 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育および性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性および非感染性疾患のワクチンおよび医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)および公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護および、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政および保健人材の採用、能力開発・訓練および定着を大幅に拡大させる
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和および危険因子管理のための能力を強化する

- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進
 1(イ)若い世代の経済的安定
 1(ウ)出産・子育て支援、
 1(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワークライフ・バランスの実現等)
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進
 1(イ)若い世代の経済的安定
 1(ウ)出産・子育て支援、
 1(エ)地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワークライフ・バランスの実現等)
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ア)まちづくり・地域連携
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ア)まちづくり・地域連携
 4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持
 4(オ)ふるさとづくりの推進
 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- 4(カ)健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

- 妊産婦の死亡率を削減するために、妊娠・出産に関する不安を解消するためのサポート/サービスの充実化、および、妊産婦の日常からの健康維持に向けた仕事における男女のワークライフバランス確保や経済的安定の実現を推進する
- 子育て世帯の不安を解消するためのサポートサービスの充実（保育サービス、子育て期におけるニーズに対するサービス、小児医療・幼児教育の充実化を推進する
- 予防接種法に定められた基本的なワクチン接種実施の徹底、多くの人が集まることで起りやすい感染症対策を検討する(国際的なイベントにおける感染症対策の検討等)
- 4つの行動リスク要因（煙草・不健康な食生活・運動不足・過度の飲酒）を避け、生活習慣病の予防・改善を進める
- 薬物乱用リスクに関する認識向上、未成年の飲酒・喫煙等の防止、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上
- 地域での交通安全指導の実施等による交通事故の削減
- 地域住民の保健サービス等へのアクセスを改善するための計画を策定し、地域の健康と福祉の改善を実現する
- 地域における質の高い医療健康サービスの拡充、地域における医療健康サービスへのアクセス改善、医薬品に関する研究促進、医療を受ける権利の公平化/格差是正を進め、地域に住む全ての人々に対する質の高いユニバーサルヘルスケアを実現する
- 産業型・都市生活型公害対策、化学物質の管理、循環型社会への対応、地球温暖化防止への取り組みを強化し、安全な住環境を維持・継続する
- 喫煙の健康リスクに関する情報発信、たばこ箱の宣伝禁止等通じた未成年喫煙の削減等を進め、社会全体で喫煙リスクに関する理解度を向上させる
- 都市域の緑地や自然など、公衆衛生の要素であるヒトの精神的健康、身体的健康、社会的結束を強化するための地域レベルでの取り組みを強化し、地域社会、国など社会一般の人々の健康を保持、増進させる
- 途上国からの研修生の受け入れ等を積極的に行い、途上国の保健財政、保健人材の能力開発に貢献する
- 地域の医療機関を中心とした感染症の早期発見、対策に関する取り組みの強化、政府、医療機関、民間での治療薬、治療方法の研究開発促進、インフルエンザ、はしか等の感染力の高い病気の発生を防ぐための地域レベルでの取り組みを強化する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(4/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 4.1 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする
- 4.2 2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキル等、雇用、働きがいのある人間らしい仕事および起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子供等、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする
- 4.6 2030年までに、すべての若者および大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力および基本的計算能力を身に付けられるようにする
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育および持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和および非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにする
- 4.a 子供、障害およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラム等、先進国およびその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力等を通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる

②まち・ひと・しごと政策目標

- 2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進
- 3(ウ)出産・子育て支援
- 2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進
3(イ)若い世代の経済的安定
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
2(ウ)地方における若者の修学・就学の促進
- 3(イ)若い世代の経済的安定
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 効果的な学習成果の実現を目指し、義務教育の質を向上させ、全ての子供たちの基礎学力を育成するための取組を推進する(遠隔教育の推進、IT・プログラミング教育の拡充等)
- 保育所・幼稚園等の組織マネジメント力の強化、保育者の資質・指導力の向上、保護者の子育て力の向上など、どこにいても質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進める
- 家庭の経済状況から生じる教育格差を是正するための奨学金制度の拡充、IT機器等の活用等を通じた教育の機会均等を実現するための取組の実施
- 義務教育を完了後、高等教育または技術教育・専門教育を受けるにあたり地域における修学・就学につながるようなプログラムを充実化する
- 地域における創業支援(新規及び第二世代)、地域における職業教育、訓練等の充実、地域での就業に向けたきっかけ/機会の提供、リカレント教育、インターンの機会拡大等を通じて、技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる
- 家庭の経済状況から生じる教育格差の是正(若者・非正規雇用対策・失業対策を通じた経済的安定)を進めるとともに、地域の民間教育事業者との連携等を通じた教育へのアクセス拡大を促進する
- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持に向け、学校指導体制・指導環境整備等、国語・数学(算数)・英語を核とした学校組織全体の取組による児童の学力向上を目指す
- 初等中等教育における持続可能な開発のための教育(ESD)を促進し、「持続可能な社会の創り手」の育成を進める
- 初等・中等教育からESDを進めることで環境問題、貧困、貿易など国際的に重要な問題に関する知識を持つ国際人材としての基礎能力の構築を進める
- 地域内の教育施設の質・量の拡充、就学環境の整備(学習指導員の増員、民間企業との連携によるPBL型の学びの提供など)、ITを活用した学習効果を高めるための取組の実施を通じた包摂的、効果的な学習環境の提供
- 日本国内、特に地方における高等教育機関でのICT導入、職業訓練学校のカリキュラムの充実、イノベーションの担い手となる技術・工学・科学系の高度人材の育成を進め、奨学金の件数を増やす
- 開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした日本の大企業及び地域事業者における職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラム等を実施する
- 外務省、JICA、地方公共団体等と連携した開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国からの教員、研修員の受入れ等を行い、質の高い教員の数を大幅に増加させる

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(5/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取等、すべての女性および女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除等、あらゆる有害な慣行を撤廃する
- 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画および北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップおよび土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する
- 5.c ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性および女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策、
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組、(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3(ア)少子化対策における「地域アプローチ」の推進、(ウ)出産・子育て支援、(工)地域の实情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(工)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域に住む全ての人々の機会均等を実現するためにジェンダー平等に関する啓もう活動や地域の働き方改革などを通じた男女の平等な就労環境と子育て参画の実現等の取組を促進する
- 女性、女兒に対する暴力等に対する相談窓口の拡充、女性に対する暴力をなくす運動を実施し、女性・女兒に対する暴力を撲滅する
- ジェンダー平等の理念に反するあらゆる慣行の撤廃に向け、国内でのジェンダー平等双方に関する啓もう活動および男女の家庭参加、キャリア構築等の取組を促進する
- 女性が活躍しやすい職場環境の整備、性別に関係なく働きがいのある環境の整備、共働き世帯における男女の家庭参加を促す働き方改革の推進、優しい職場環境の実現、在宅勤務等を含めた柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを強化する
- 女性が発言しやすい職場環境の整備、女性管理職の推進、キャリア形成のための働き方改革の推進、公正な業務評価の実施等を通じて様々な分野におけるあらゆるレベルの意思決定において、全ての人々の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利、思春期や更年期における健康上の問題への対応等を進め、女性の健康の自己決定権を保障する
- 地域社会における女性の更なる活躍を促進するための取組の推進、それぞれの意見を尊重した平等な権利の実現に向けた活動の実施等を通じて全ての人々に経済的、文化的、社会的な公平な権利を保障するための取組を強化する
- 地方における女性起業家育成、事業支援、ICTをはじめとする先端技術を活用した女性の就業支援、子育て後の女性の再就職支援、フレキシブルワークによる雇用継続とワークライフバランスの確保等を通じて女性の能力強化を促進する
- 地域におけるジェンダー平等に関する教育実施、ジェンダーフリーな社会、職場環境の実現を通してジェンダー平等を促進する
- また、就業者が地域に定着しやすいようリカレント教育、キャリア形成プログラム、職業訓練や人材還流のサポートを推進する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(6/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取および供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する

②まち・ひと・しごと政策目標

- 4(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 「安全でおいしい水」を確保するために、地方での水道インフラを維持し、すべての人々の安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
- 建設費、維持費等コスト比較(利用者負担)の観点も踏まえ、人口が集約されていない場所(下水道による一括処理では無く、合併槽等による個別処理を行う等、最適な方法で導入を進める
- 適切な産業廃棄物処理の徹底等を進めるとともに、「水ビジネス」、「省エネ・V P P」、「長寿命化」、「シェアリング」、「持続可能な農林水産業」等の「経済・社会のグリーン化」や「グリーン成長」を担う環境ビジネスを促進し、水質改善を実現する
- 家庭・産業・農業で使用する水利用の効率化(節水の広報、農業用水の計画的な利用等)
- 自治体・産業等の間での協力を通じた統合水資源管理を実施する
- 地方(特に自然観光が発達している地方)において山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う
- 外務省、JETRO、JICA等と連携した途上国からの研修員の受入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の輸出、共有を行い、開発途上国の集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用を目的とした能力構築へ貢献する
- 地域の共有材である水と衛生に関する資源の効果的な管理を実現するために地方公共団体に住む全ての人々の理解促進と管理への参加や関心を促す

1. 現在の普及率78.8%(2018年3月末時点)
 2. 4月から5月頃の雪解け期、6月から7月頃の梅雨期、9月から10月頃の台風期のような水量が多い時期と水量が少ない時期を繰り返す

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(7/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる

7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる

7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術等のクリーンエネルギーの研究および技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する

7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う

②まち・ひと・しごと政策目標

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)、(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(エ)地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

● 地域内エネルギーのレジリエンス強化、老朽インフラ更新及びエネルギー効率化(節電、省エネ製品導入等)の取組を進め、エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する

● 地域事業者による再生可能エネルギー関連事業、製品開発、新規事業創出等を促進し、地域における再生可能エネルギーの普及促進、再生可能エネルギー導入促進等を通じて再生可能エネルギーの割合を拡大させる

● 域内でのエネルギー効率改善に向け、老朽化しエネルギー効率の悪い工場・家計等の設備改善、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等による建築物における一次エネルギー消費量削減(ZEB(net Zero Energy Building)、ZEH(net Zero Energy House))推進する

● 地方における再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術等のクリーンエネルギーの研究及び技術の革新化また、関連産業の投資促進をすると同時に、そのノウハウを海外に積極的に輸出・共有する

● JICA、JETRO、外務省等と連携し、地域事業者による開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国における持続可能なエネルギーサービス開発への技術向上支援、インフラ整備プロジェクトへの参画機会の増加など、途上国のエネルギー分野の課題解決への貢献を通じて地域事業者の事業拡大を推進する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(8/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

① SDGsのターゲット(日本語訳)

8
働きがいも
経済成長も



- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くこと等により、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善等を通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する
- 8.6 2020年までに、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止および撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者等、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険および金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略および国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する

② まち・ひと・しごとと政策目標

- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 2 (ア) 政府関係機関の地方移転
 (イ) 企業の地方拠点強化等
 (ウ) 地方における若者の修学・就学の促進
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
 4 (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
 3 (イ) 若い世代の経済的安定
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
 3 (イ) 若い世代の経済的安定
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- 1 (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1 (I) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
- 3 (イ) 若い世代の経済的安定

③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域総生産を構成する4要素¹の域内動向を理解し、地域総生産の成長に繋がる施策を実施し(例:人口減の中で県内総生産への貢献度の高い業種の特定、成長策の検討等)成長率を持続させる
- 地域内での産業振興や産学官連携によるイノベーションの創出、高付加価値産業の育成、事業の転換支援等を促進し、地域内総生産の向上を実現する
- 情報通信技術(IT)を有効活用し、地域産業の活性化および新産業の創出を実現すべく、公共無線LAN、高速モバイルを含む通信・放送環境を整備し、地域データセンターを含むICTインフラを整備して、テレワーク、クラウドサービス、シェアリングエコノミー等を推進する
- 地方公共団体と地域金融機関との連携における地域事業者の融資関連商品・サービスおよび国の交付金(地方創生推進交付金等)へのアクセス改善や関係省庁、地元地方公共団体、商工団体による支援の積極化を通じて地域経済を率引する事業を成長させ、雇用創出や企業を支援する
- 「環境と経済成長の両立」を図るための施策の検討とともに、「環境によって経済成長を達成する」という発想の下で、域内事業者による環境関連事業の実施等を通じた経済成長と環境保全の両立を目指す
- ディーセントワーク²の実現、平等な就業機会の実現、正規採用の拡大、若者、女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用促進等を通じ、地域に住む全ての人々が働きがいのある労働に従事することを目指す
- 地域事業者でのインターン等の機会の拡大、就業訓練等の支援拡充、若者の労働市場へのアクセスを改善し、就労、就学および職業訓練のいずれも行っていない若者割合を減少させる
- 更に外国人若者の就業・職業訓練機会の増大のために外国人留学生の受け入れ推進やJETプログラム、国際交流員参加者増大を目指す
- ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)の子どもの不法な連れ去り、留置の防止等子供を守るための取組の推進
- 外国人も含めた平等な雇用機会の実現、安心、安全な労働環境の実現、外国人労働者が働きやすい環境の実現(通訳、文化理解等)等に向けた施策の検討及び地域レベルでの受け入れ態勢の構築を進め、全ての労働者の権利保護、安全・安心な労働環境を促進する
- 地域資源を通じた雇用創出を実現する
- 日本の歴史的・文化的資源を保護し、国内外の観光客の増加を目指し、DMOを核とする観光地域づくり及びスポーツツーリズム、アニメツーリズム等を通じた訪日プロモーションを実施する
- 新たな技術の導入を通じた地方公共団体に住む人々の金融サービスへのアクセスを促進・拡大する
- AI、IoT、5G等の先端技術を活用した都市再生プロジェクトや地域をけん引する企業に対する金融商品、サービスの提供を通じ積極的に支援する
- 後発開発途上国の貿易関連技術の援助拡大に貢献すべく、外国人材の交流を促進する事業、外国人材の活躍と共生社会の実現を図る
- 各国政府、国際会議、ILO等での若年雇用及び労働に関する協議の動向に関する情報発信等を通じた若年労働、ディーセントワークに向けた取り組みおよび啓もう活動を実施する

1. 働きがいのある人間らしい仕事
 2. ①労働生産性、②就業率、③労働力率、④生産・高齢人口割合

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(9/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

① SDGsのターゲット(日本語訳)



9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する

9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用およびGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる

9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付等の金融サービスやバリューチェーンおよび市場への統合へのアクセスを拡大する

9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う

9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させる等、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる

9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する

9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造等に資する政策環境の確保等を通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する

9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る

② まち・ひと・しごとと政策目標

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(A) まちづくり・地域連携

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

(ウ) 農林水産業の成長産業化

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2(イ) 企業の地方拠点強化等

(ウ) 地方における若者の修学・就学の促進

(ホ) 地方移住の推進

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(A) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 市町村における土木部門の職員数の減少が進む中で、予防保全の考え方によるインフラメンテナンスの実施を基本としつつ、データ活用型インフラメンテナンスの実施等、新たな技術を活用し、地域に必要とされるインフラ建設及び維持を実現する
- 経済発展と人間の福祉を支援するために、飲食、宿泊、観光、スポーツ施設への安価で公平なアクセスを目的とした効率的な整備運営を実現する

- 産業を担う人材の育成や起業支援のために、これまで継承されてきた技能・知識、産業構造に即した自治体の産業育成計画や基盤整備の成果の蓄積、教育機関との協力等、既存の資源を活用しつつ、先端技術製品の導入等、労働生産性を高める取り組みを通じて産業セクターのGDP成長を促進、実現するべく、安価な資金貸付、収益化まで息の長いプロジェクトへの融資の供給等金融へのアクセスを拡大する
- また、産業セクターにおける地域の雇用機会を増加させるために、企業の本拠地移転、地域雇用機会の増大、地域インターシップの推進等を行い、地方移住に伴う支援を積極的に行う

- 中小企業の国内外双方での販路拡大、中小企業の国内外事業に対するリスクマネーの供給等を図るとともに、中小企業が海外市場にアクセスする際のハードルを引き下げ、外需を取り込むための機会を拡大する

- グリーン購入等の環境に配慮した持続可能な生産プロセスの拡充、資源エネルギー利用効率の向上に資する技術の開発、環境に配慮した製品の購入、環境に配慮した製品の開発、関連事業創出等日本の技術開発の強みを活用し、産業の持続可能性を向上させる

- 産学官連携を通じた地方の産業セクターにおけるイノベーション創出、科学技術振興を目的とし、研究開発従事者数および官民研究開発の支出を拡大する

- JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の大企業及び地域事業者が有する質の高いインフラ関連技術を活用し、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発の促進に貢献する

- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業及び地域事業者が有するイノベーション技術を活用し、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを促進する

- JICA、JETRO、外務省と連携し、日本の情報通信関連の大企業及び地域事業者が有する技術を活用し、後発開発途上国における情報通信技術へのアクセス改善に貢献する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(10/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる

10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する

10.3 差別的な法律、政策および慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進等を通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する

10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する

10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する

10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する

10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施等を通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する

10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する

10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)および海外直接投資を含む資金の流入を促進する

10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する

②まち・ひと・しごと政策目標

3(イ) 若い世代の経済的安定

4(ア) まちづくり・地域連携

4(ア) まちづくり・地域連携

4(ア) まちづくり・地域連携

4(ア) まちづくり・地域連携

1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

● 低所得家計の所得の成長に向けた施策を検討し、地域における所得格差の是正と経済的安定を進める

● バリアフリーな施設、交通機関の拡大等を含む老若男女問わず子供から大人まで全員が活躍できる社会の実現に向けた施策の実施を通じてすべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する

● 世帯、男女を問わず平等に機会を得られる社会の実現に向けた施策の実施、外国人、障がい者等の積極的な雇用を通じて成果の不平等を是正する

● 平等な社会保障、福祉等のソーシャルセーフティネットの構築促進、地域の横のつながりを強化するための取組の実施を通じて平等の拡大を実現する

● 国際的な移住、人の国際的な移動に関する国際潮流、政策等の動向に関する情報発信を行うとともに、地域における海外人材の受け入れ体制を充実化させる

● WTO協定の開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則及び実施状況に関する情報発信を通じた啓蒙活動を実施し、後発開発途上国の最恵国待遇の実現に寄与する

● JICA、JETRO、外務省と連携し、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国を始めとする援助のニーズが最も大きい国々へ日本のODAを提供する際に地域事業者による技術支援の機会を提供する、また、直接投資を促進する際は地域金融機関による参画の機会を提供する。また、直接投資を促進する際は地域金融機関による参画の機会も提供する

● Fintechや新規技術への投資を通じたイノベーションを通して日本の大都市、地方に移住した労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(11/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する
- 11.4 世界の文化遺産および自然遺産の保護・保全の努力を強化する
- 11.5 2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす
- 11.6 2030年までに、大気質および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する
- 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者および障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策および計画を導入・実施した都市および人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015~30に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
- 11.c 財政的および技術的な支援等を通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する

②まち・ひと・しごと政策目標

- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 4(ア) まちづくり・地域連携
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ア) まちづくり・地域連携
- 1(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- 4(ア) まちづくり・地域連携
(工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(ア) まちづくり・地域連携
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 2(ア) 政府関係機関の地方移転
(オ) 地方移住の推進
4(ア) まちづくり・地域連携
(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- 4(ア) まちづくり・地域連携
(工) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 空き家問題の解決、安全で快適な住環境の実現、質の高い基礎インフラの実現、IT等による公共サービスの拡大、購入、賃貸しやすい公正な価格の住居の提供等を通じて地域に住む全ての人々が安全に暮らせる環境を構築する
- 高齢者、女性、子供が利用しやすい公共交通機関の拡充、高齢者に配慮した経済的、肉体的に負担の少ない輸送システムの実現、事業者による革新的な輸送システムの研究開発、導入等2030年までに持続可能な輸送システムへのアクセスを実現する
- 地方公共団体ごとに持続可能な生活環境、居住環境の構築を進め、地域住民が住みやすい環境の整備・管理体制を構築する
- 日本の世界文化遺産、日本の伝統芸能や歴史的文化的在、森、里、川、海を含む地域自然資源の保護・保全を強化する
- 災害に強いまちづくりの促進、災害時に高齢者や女性、子供を守るための地域レベルでの取組の促進(例：域内連携ネットワークの構築等)、事業者による防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、災害に強い環境を整備し、災害による損害を削減する
- 地域事業者・家計等で大気汚染防止や資源循環等に取り組み、環境負荷を削減する
- 老若男女問わず移動やアクセスがしやすいまちづくり促進、年代問わず人と触れ合うことができる社会インフラの実現、地域社会におけるつながりの場の設定等、地域住民が集まりやすいスペースを確保する
- 市街地と郊外との連結を実現する交通網、移動手段等の確保、郊外居住者への公平な社会サービスの提供実現、IT技術等による情報格差の是正、事業者による郊外居住者へのサービス提供等を通じ、市街地と郊外との一体感を強化する
- 災害リスク管理体制の構築、市街地、郊外問わず、居住地における災害対策、災害時に備えた取り組みの強化、地域での防災計画の策定、防災対策関連製品の開発、販売等を通じ、地域レベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う
- JICA、外務省等を通じて、地域事業者の技術・製品等を活用し、後発開発途上国における持続可能かつ強靭(レジリエント)な建造物の整備を支援する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(12/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する
- 12.3 2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
- 12.6 特に大企業や多国籍企業等の企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止等を通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する

②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(ア) まちづくり・地域連携
(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- 4(ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
- 3(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域での持続可能な消費と生産の促進
- 地域レベルでの天然資源の持続可能な管理および効率的な利用方法を検討し、2030年までに運用を開始する
- 地域事業者による食品ロス削減に製品・サービス開発、生産・サプライチェーン全体での責任ある生産・消費に関する取り組み強化等を通じて食料廃棄を削減する
- 地域事業者による化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する
- 国際的な政策議論の潮流、取組等を参考に、各地方公共団体で2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
- 地方事業者の取引先大企業や多国籍企業等の企業の持続可能な取り組みの導入や情報公開動向を注視し、自社に求められる対応を確認し、必要な対応をとる
- 情報公開の強化等を通じて持続可能な公共調達の慣行を促進する
- 環境等を配慮した生活、生産活動の促進、2拠点生活の実現等地域を超えた人の頻繁な移動による新たな事業機会の創出等を通じて持続可能なライフスタイルを促進する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通じ、開発途上国のより持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する
- 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する
- JICA、外務省等と連携し、開発途上国の市場の歪みの是正や化石燃料の浪費を奨励する補助金を段階的に廃止する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(13/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)および適応の能力を強化する

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略および計画に盛り込む

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育、啓発、人的能力および制度機能を改善する

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる

13.b 後発開発途上国および小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方および社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

②まち・ひと・しごと政策目標

4(工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保、(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

4(工)住民が地域防災の担い手となる環境の確保、(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

4(キ)温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

● 地域内での防災、自然災害へのコミュニティとしての連携、対応の強化、地域で気候変動や自然災害に対応するための施策の検討（事業者による新たな製品開発等）等を通じ、各地方公共団体レベルで気候関連災害や自然災害に対する強靱性および適応の能力強化に貢献する

● 地方公共団体ごとに地域における気候変動対策に関する計画等の策定を検討する

● 地域レベルでの気候変動の緩和、適応、影響軽減および早期警戒に関する教育と啓発の充実化、早期警戒のための技術開発、災害への対応体制の構築をすると同時に人的能力および制度機能を向上させる
 ● また、こうしたノウハウを日本の地方から積極的に海外輸出・共有する

● JICA、外務省等と連携し、気候変動の緩和に関する政府レベルでの取り組みの支援に貢献する

● JICA、外務省等と連携し、途上国からの研修員受け入れ等を通じて後発開発途上国および小島嶼開発途上国における気候変動関連の効果的な計画策定と管理能力の向上支援に貢献する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(14/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染等、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する
- 14.2 2020年までに、海洋および沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化等による持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋および沿岸の生態系の回復のための取組を行う
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進等を通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業および破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する
- 14.5 2020年までに、国内法および国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域および海域の10パーセントを保全する
- 14.6 開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理等を通じ、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、および海洋技術の移転を行う
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源および市場へのアクセスを提供する
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用を強化する

②まち・ひと・しごと政策目標

- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地域において、海洋ごみや海水の富栄養化、陸上活動による海洋汚染に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施及び行動を検討し、海洋汚染を防止、削減に貢献することで、漁業の持続性を維持する
- 地域において、地域海洋資源の持続的な利用に向けた取組の促進、地域の海洋沿岸の生態系の維持・管理に関する取り組み支援、海洋資源の保護と漁獲量拡大を両立させる取組の検討を通して健全で生産的な海洋を実現するための生態系の回復のための取組に貢献する
- 地域において、海洋酸性化の影響を最小限化に向けた科学的協力及び啓蒙活動の実施することで漁業の持続性を維持する
- こうしたノウハウを日本の地方から海外に積極的に輸出・共有する
- 地域において、持続可能な漁業の実現に向けた適切な漁獲計画の作成、水産資源の維持、回復に関する取り組みの促進、漁業慣行の見直しを通じたより効率的な漁獲方法導入等を通じた水産資源の保全・回復および漁業の持続的発展へ貢献する
- 地域において、政府が策定する沿岸域及び海域保全に関する計画の実施への支援を検討し、漁業の持続性を維持する
- WTOにおける漁業補助金交渉の動向等に関する情報発信を通じた啓蒙活動を行い、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金の撤廃に向けた活動を支援する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を行い、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用および漁業、水産養殖および観光の持続可能な管理等を通じた経済的便益の増大に貢献する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術・知識、専門的知見の輸出、共有を行い、海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上に貢献し、漁業の持続性を維持する
- 地域の小規模・沿岸零細漁業者のビジネス拡大のために、海洋資源および国内外の市場アクセスを改善することで国内外における漁業の持続的発展を目指す
- 地域の漁業慣行に合致した形で持続可能な漁業の実現に関連する取り組みを促進し、海洋および海洋資源の保全および持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法の実施に寄与する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(15/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

① SDGsのターゲット(日本語訳)



- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林および再植林を大幅に増加させる
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつおよび洪水の影響を受けた土地等の劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟および違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、更に優先種の駆除または根絶を行う
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセスおよび貧困削減のための戦略および会計に組み込む
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員および大幅な増額を行う
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟および違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する

② まち・ひと・しごとと政策目標

- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- 4(イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
 (オ) ふるさとづくりの推進
 (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
 4(キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化
- 1(ウ) 農林水産業の成長産業化

③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 環境、生態保護に関する取組の促進、生態系保護に資する技術開発の促進等を通じ、森林、湿地、山地および乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービス(農業・林業)の保全、回復および持続可能な利用を確保する
- 植林等の森林保護に関する取り組み促進、森林減少に資する技術、製品等の開発、地域レベルでの持続可能な森林管理手法の検討等を通じ、森林減少を阻止し、劣化した森林の回復、新規植林および再植林を増加させるとともに、それにかかわる事業(農業・林業等)を支援する
- JICA、外務省等と連携し、地域事業者の製品・技術等を活用し、国内外における砂漠化、干ばつ、劣化した土地と土壌の回復に貢献し、農業・林業における生産性を維持する
- 山地生態系の能力を強化するため、ピオトーブ整備等、生物多様性を含む山地生態系の保全に繋がる施策を実施する
- 絶滅危惧種の保護、絶滅防止に向けた地域レベルでの取り組み、対策を検討し、実施する
- 農林水産省等と連携し、地方自治体における遺伝資源利用に関する情報発信等を通じ遺伝資源の適切な利活用を実現し、農林業の活発化を目指す
- 地方公共団体毎に違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処するための取組を促進する
- 国と連携し、外来種の侵入防止策の検討や地域の生態系の破壊を防止、改善するための施策の検討、実施を通じて外来種の侵入防止等に貢献することで日本の農林水産業を守る
- 政府レベルでの生態系と生物多様性に関する計画の実施に貢献するための地方公共団体レベルでの計画の策定、実施する
- 地域の森林資源活用、保護に向けた取り組み、資金動員の実現、環境格付け融資、森林ファンド等の拡充を通じ、民間レベルでの持続可能な森林経営のための資金の調達を実現する
- 保護種の密漁・取引を防止するための取組を実施する

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(16/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

①SDGsのターゲット(日本語訳)



- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる
- 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する
- 16.3 国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する
- 16.4 2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型および代表的な意思決定を確保する
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する
- 16.10 国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力等を通じて関連国家機関を強化する
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規および政策を推進し、実施する

②まち・ひと・しごと政策目標

- 4(ア)まちづくり・地域連携
- 3(ウ) 出産・子育て支援
4(ア)まちづくり・地域連携
- 4(ア)まちづくり・地域連携
- 4(ア)まちづくり・地域連携
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
4(ア)まちづくり・地域連携
- 1(ア)生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③地方創生SDGs取組達成度評価項目

- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、あらゆる形態の暴力及び暴力による死亡率を大幅に減少させるための取組を実施する
- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携、地域社会による監視等を通じて、子供に対する虐待を含む、あらゆる形態の暴力を撲滅する
- 地方行政機関内での相談窓口、ホットラインの設置、民間事業者との連携等を通じて、地域内のあらゆる人々へ司法への平等なアクセスを実現する
- 国際的な違法資金の流れ等に関する情報発信を通じた啓蒙活動の実施、暴力団排除条例の強化等を通じた組織犯罪の撲滅に向けた取組の強化を通じて、違法な資金および武器の取引の減少、犯罪組織の根絶に貢献する
- あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる
- 地方公共団体の説明責任の強化等を通じて調達情報の開示等透明性の高い公共機関の発展に向けた取組を促進する
- 地域の意思決定において、地域に住む人々の参加を促し、より内包的かつ地域住民の意見をより反映させた意思決定を実現する
- JICA、外務省等と連携し、途上国からの人材の受入れ、人材育成等を通じ、政府レベルでのグローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する取り組みを支援する
- 地域に住む無戸籍者への相談窓口の開設、生活支援や教育支援を含め、行政として現行法上可能な範囲での総合的支援を実施する
- 情報への公共アクセスを可能とするインフラ整備等を通じ、地方に住むすべての人々による情報への公平なアクセスを確保する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業・地域事業者の優れた技術・知識・専門的知見の輸出・共有を通じて、暴力の防止やテロリズム・犯罪の撲滅のための能力構築に貢献する
- 国及び地方の条例等においてすべての人々の権利を尊重した公平な法規、政策、施策の実施を目指す

1. 民法では「婚姻中に妊娠した子は夫の子」「離婚後300日以内に生まれた子は元夫の子」と推定すると定められており、様々な事情からこの適用を避けようとする母が出生届を出さず、子が無戸籍になる事態が発生している。

■ 地方創生SDGs取組達成度評価項目(17/17)

● 本報告書における「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目は、地方創生SDGsの概念の整理にあたって例示列挙したものである。
 ● 従って、現時点で確定したのではなく、今後議論の深化を進める中、「地方創生SDGs取組達成度評価」の項目を別途検討していくこととする。

① SDGsのターゲット(日本語訳)



資金/Finance

- 17.1 課税および徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援等も通じて、国内資源の動員を強化する
- 17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済および債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する

技術/Technology

- 17.6 科学技術イノベーション(STI)およびこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力および地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズム等を通して、相互に合意した条件において知識共有を進める
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件等の相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及および拡散を促進する
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する

能力構築/Capacity-building

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力および三角協力等を通して、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する

貿易/Trade

- 17.10 ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する

② まち・ひと・しごとと政策目標

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- 1(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

③ 地方創生SDGs取組達成度評価項目

- JICA、JETRO、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通して、開発途上国の課税および徴税能力の向上および国内資源の動員の強化に貢献する
- 日本として、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にする、また、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する
- 日本として開発途上国のための追加的資金源を動員する
- 日本として協調的な政策を通じて開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の債務リスクを軽減するための取組を支援する
- 日本として後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する
- 科学技術イノベーションの向上およびアクセスを改善すべく、日本の地方事業者および研究機関を通じた積極的な交流、情報交換、共同研究、技術開発を推進する
- また、地域に埋もれた中核的な技術を南北協力を通じて輸出、移転、普及させる
- 環境に配慮した高い技術を持つ地方事業によるJICA、外務省等と連携し、途上国からの人材受け入れ等を通じて途上国への環境に配慮した配慮した技術の開発、移転、普及および拡散に貢献する
- 途上国からの人材受け入れ地域の大学、研究機関を通じた技術の開発等を通じて途上国におけるICT化の実現技術の利用を強化する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通して開発途上国の効果的かつ的をしぼった能力構築に向けた国際的な支援を強化する
- 日本としてWTO下での普遍的なルールに基づき、差別的でない公平な多角的貿易体制の促進に貢献する
- 外務省、JICA、JETRO等と連携し、世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアの倍増に貢献する
- JICA、JETRO、外務省等と連携し、開発途上国からの人材受け入れや日本の大企業、地域事業者の優れた技術、知識、専門的知見の共有を通してすべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する

4つの基本目標と政策パッケージ

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化等
- (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進
- (エ) 子供の農山漁村体験の充実
- (オ) 地方移住の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（ワーク・ライフ・バランスの実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

【地方創生版・三本の矢】

情報支援（地域経済分析システム（RESAS））

人材支援（地方創生人材支援制度、地方創生カレッジ等）

財政支援（地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費）

1. 本調査の背景と目的
2. 地方創生SDGsの金融フレームワークとコンセプト概要
3. 検討領域①：登録・認証制度
4. 検討領域②：金融表彰制度、地方創生SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及
5. 検討領域③：地方創生SDGs取組達成度評価

6. 今後の展開

■ 今後の展開

- 地方創生SDGsの一層の推進に向けては、各ステークホルダーが地域特性を踏まえて、それぞれが取り組むべき役割を意識しながら、課題解決に取り組むことが重要である。
- 地域において、地方創生SDGsの自律的好循環を形成していくためには、地域事業者、地域金融機関及び地方公共団体等の多様なステークホルダーの連携が不可欠である。こうした関係者の連携を促進する観点から、地域事業者や地域金融機関による地方創生SDGsの取組を、登録・認証や表彰などを通じて見える化することは有効であると考えられ、今後見える化のシステムの実装が求められる。
- また、地方創生SDGsの取組の見える化においては、地域事業者及び地域金融機関等による取組の達成度を定性的・定量的に評価する仕組みの構築が重要である。
- 本報告書では、上記の取組の見える化に向けた大枠の方向性を示すにとどまっており、実装段階に向けての論点等が残されていることから、引き続き多くのステークホルダーからの意見等を踏まえながら詳細の検討を進めることが求められる。

■ 委員一覽

【委員】

上 田 ゆ か り	北九州市企画調整局SDGs推進室次長	◎：座長
金 井 司	三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員チーフ・サステナビリティ・オフィサー	○：座長代理
蟹 江 憲 史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授	
川 島 弘 行	株式会社常陽銀行地域協創部長	
篠 崎 研 一	第一勧業信用組合連携企画部部長	
渋谷 博 之	多摩信用金庫経営戦略室長	
竹ヶ原啓介（○）	株式会社日本政策投資銀行執行役員産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長	
林 宏 行	長野県産業労働部長	
村上 周三（◎）	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長 一般社団法人環境不動産普及促進機構理事長 東京大学名誉教授	
山 本 克 俊	株式会社名古屋銀行営業企画部執行役員部長	

【オブザーバー】

金 融 庁
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁
関 東 経 済 産 業 局
環 境 省

【事務局】

内閣府地方創生推進事務局